

令和4年第8回安平町議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月21日（水曜日）午前10時00分開会

1 出席議員（12名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	5番 田村 興文	6番 工藤 隆男
7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子
10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

4 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 小板橋 憲仁	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 下出 佳史
税務住民課参事 熊谷 泰裕	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 池田 恵司
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

5 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

6 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第2号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		一般質問
日程第2	承認第1号	専決処分事項の承認について（令和4年度安平町一般会計補正予算（第5号）について）
日程第3	承認第2号	専決処分事項の承認について（令和4年度安平町一般会計補正予算（第6号）について）
日程第4	認定第1号	令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	認定第2号	令和3年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	認定第3号	令和3年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	認定第4号	令和3年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	認定第5号	令和3年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	認定第6号	令和3年度安平町水道事業会計決算の認定について
日程第10	議案第1号	町政功労賞被表彰者の同意について
日程第11	議案第2号	安平町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第3号	財産の取得について（校務用パソコン及び関連機器整備事業）
日程第13	議案第4号	令和4年度安平町一般会計補正予算（第7号）について
日程第14	議案第5号	令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第15	議案第6号	令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第16	議案第7号	令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第17	意見案第1号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）について
日程第18	意見案第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を求める意見書（案）について

日程第19	意見案第3号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)について
日程第20		議員派遣の件について
日程第21		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第22		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第23		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問 ～ 閉会

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

5 番	田 村 興 文
6 番	工 藤 隆 男

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第1、一般質問を行います。7番三浦恵美子議員の一般質問を許します。

【通告No.6 7番 三浦 恵美子】

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） よろしく申し上げます。私は北海道胆振東部地震から今月で4年が経ちました。激甚災害の教訓を忘れないように自然災害から町民の命を守るために、しっかりとした検証と今後の防災減災について重要だと思われることに触れていきたいと思えます。

まず1点目、北海道胆振東部地震の検証について。一つ目、安平町生活復興調査を行ったかと思いますが、そちらの事業の進捗を伺います。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） 生活復興調査は昨年度実施した安平町胆振東部地震検証業務における住民アンケートとして令和3年7月12日から8月31日の期間で実施したものであり、集計、分析結果ともに令和4年2月25日開催の安平町議会復興特別委員会で報告、最終的な結果報告書は安平町胆振東部地震検証本部会より本年4月6日、町に対して引き継がれており、すべての事業が完了しています。また、当該報告書は震災から4年目となる9月6日にホームページで公開していますのでご確認ください。その他に本年8月20日広報笑顔の各戸配布時において、本件にかかるダイジェスト版をお配りしています。このダイジェスト版は検証報告書を要約したものであり、

町民皆様に報告しますとともに、情報の共有化を図りたくお配りさせていただいているところです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 私もそのダイジェスト版は拝見しましたが、ちょっと難しい感じもあると思うのですが。そちら今後どのように活かしていくか、結果をどのように活かしていくかを伺います。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 検証報告書の中には12の提言ということで報告をいただいているところですが、昨日町長のご挨拶の中でも次期の後期総合計画の中にも盛り込みながらということでお話があったかと思いますが、全てすぐに着手できるかどうかわかりませんが、まずできるところから取り組みを始めていきたいと思っています。当然ながら予算も伴うものもあるかもしれませんが、その辺は状況を見ながら予算付け、予算確保についても進めさせていただきたいと思っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） こちら地域防災計画等にも盛り込む予定はありますか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 地域防災計画については提言の中で重要と言いますか、含むべき事項等はまだちょっと実際には検討と言いますか、実際に事務に取り掛かっているわけではありませんが、盛り込むべきものがあれば盛り込んでいきたいと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） ではいつ起こるか分からない災害なのでなるべく、忙しいとは思いますが早めをお願いします。
次なのですが災害対策にかかる役場庁舎の機能について。こちら昨年も触れさせていただいた内容になるかと思うのですが、追分総合支所での災害対策の運営について具体化は進んでいるのか。臨機応変にという昨年の答弁でしたが、いかがですか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 地域防災計画に基づき大規模災害時には災害対策本部が設置され、総合庁舎及び総合支所の職員が災害対応に当たっていたただいこととなりますが、昨年度行われた安平町胆振東部地震検証などを踏まえ現行の組織体制で考える各課の役割分担など、適切な災害対策体制について検討中であり今度町内外関係者と協議調整の上で地域防災計画の改定に反映して参ります。ただし、決定までそのまま変えないということではなく、例えば先月の台風接近時等には発電機の動作確認を含めた機器の確認などを担っていただいたり、災害や停電対応に迅速に当たれるよう庁舎間で連絡を取り合い、災害への備えを含め、臨機応変に対応していきたいと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 例えば具体的にどうするかという話で少しお話がでたと思うのですが。総務課の職員の方が例えば総合支所に一人でもいいので配置をして、すぐに瞬時に指示系統を持てるかとかそういう、なんだろう。早く判断しなければいけない部分もあると思いますので、そこら辺具体的にこうしたらいいのではないかなというのがあれば伺います。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 今おっしゃったように内部では連携、連絡調整するような人員も重要ではないかということで内部では話をさせていただいていますが、まだ具体的にはこうするという事は検討中の段階ですので、そこは控えさせていただきたいと思います。以上です。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） 追分総合支所との対応ということで、これについては災害の震災直後の時間的な部分と例えば翌日以降震災ひと月ふた月色んな形で申請業務であったり、今回の胆振東部地震でもそうでしたが様々な相談業務が来るわけです。昨日の議会の中でもお話を一部デジタルDXの話でさせていただきましたが、追分と早来の庁舎間でこれから検討しているのは遠隔窓口サポート業務。ですから例えば税金に関することであったり介護、しょうがいに関すること。子育て、医療助成、様々な相談が例えば追分総合支所に来た場合に、そこをナビゲーションするスタッフを用意して、そして遠

隔で担当につなぐようなことも今実施に向けて検討しています。例えば申請書の確認に書類も映せるようなカメラも設置しながら、申請書が必要であれば遠隔で早来庁舎の方で指示をしてプリンタが追分の方から申請書も出てくると。そこで紙で申請書類を書いて受付が完了する。ですから遠隔に離れていても人員が不足するような事態においてもサービスが提供できるような対応も災害時だけではなく日常的なこととしてできるように検討中ですので、当然災害の時にも窓口遠隔のサポートシステムが機能するのではないかと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 色々今昨日の一般質問の中身も聞いて便利になったということは理解しました。ただ、災害の時はアナログで物理的な部分が結構機能するというのもわかりましたので、そこは状況を見ながらされると思いますのでよろしくお願いします。

次ですが、北海道胆振東部地震の災害から住民流出についてどのように検証しているか伺うのですが、以前災害復旧が落ち着いたら人口が増えるという答弁をいただいていたかなと思うのですが、今年の9月6日の道新の報道で21年度のむかわ町、厚真町は初めて町内への転入者が転出者を上回ったと。むかわ町は22名増えて厚真町は16名増えた。安平町は65名が減ったということで減り幅は減ったとなっているのですが、こちら転出の理由など確認して事業の見直しなどを常に行っているかと思うのですが確認をさせてください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） ご質問のありました震災後の住民流出の検証状況についてまずお答えしたいと思います。検証の方法やその時期等については転出調査アンケートという形で住民票を移動するために戸籍窓口に来た転出者を対象に、平成30年11月から令和2年10月までの2年間にわたり調査を実施してきたところです。その集計結果の概要を簡単に述べますと720世帯942人の方から回答を得ることができ、そのうち震災を理由に転出した世帯数は41世帯61人で、その占める割合は世帯ベースで5.7%人数ベースで6.9%という状況であり、更にその転出理由として一番多かったものは、住宅が破損したため家族の家に行くが18世帯27人で世帯ベースでは44%、人数ベースでは42%という状況でした。また、このアンケート以外の検証状況では震災後の令和2年12月に策定した第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これはR3年からR7年の5か年計画ですが、その人口ビジョンにおいて人口の現状分析、将来推計に基づく将来の方向性という形で震災後の人口推移を含めた各種統計データに基づく検証のほか安平町における人口減少対策の可能性の分析などを行っているところであり、その

内容についてはその総合戦略をはじめとした安平町のまちづくりに関する各種施策に活かしながらこの間の取り組みを展開している状況となっています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 検証はされているということで、その推移を今後見ながら事業を繰り返し見直しを行っていただけたらと思います。
次ですが、防災減災についてに移ります。安平町地域防災計画の改定について進捗を伺いますということで、令和2年の12月に一部改正していますが変更点はどこが変更だったかなというのはちょっとわかりにくいという声も聞かれています。一目見てわかるようにとか、どういう理由でここを変えたとかわかればいいかなと思うのですが、現在どのように改定を進めているのか伺います。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 地域防災計画の改定については国の制度改定などを踏まえ地域防災会議によりほぼ毎年行ってきたところですが、昨年度の安平町胆振東部地震の検証や近年の大雨災害の多発化などを踏まえ大きな見直しを現在行っているところです。こちらについては今後、町内外関係者と調整の上ですべての内容が完成するまで改定を行わないのではなくできるところから徐々に改定していく考えですが、事務的に改定できるものではないことについてご理解願います。以上です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。こちらも策定も急がれる部分があるかと思うのですが、ぜひなるべく早めにと言ったらおかしいですが、豪雨災害がすごい増えていますのでよろしくお願いします。
次、地震災害への備えなのですが。こちら二つ合わせて聞かせてもらいます。町内の民家の耐震化について。これは安平町既存住宅耐震診断などの費用助成の交付金制度を利用した耐震診断及び耐震改修工事の件数を伺いますというのが一つ目。安平町全体で耐震化が行われた住家の件数と割合、これは制度利用なしも含むを押さえていけば伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 胆振東部地震の後、本町においても安平町既存

住宅耐震診断等費用補助金交付要綱を、既存住宅の耐震改修の促進を図り地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的に平成 31 年 3 月策定し新年度より予算付けも行っていましたが、現在までこの交付金の申請は残念ながらない状況にあります。

続きまして二つ目の質問に対して答弁させていただきます。現在町が把握しているところですが、平成 26 年度より安平町住宅リフォーム助成金交付規則を住宅リフォームを要する費用の一部を助成することにより、住宅の安全性や居住性の向上を図り、移住定住の促進と住民が安心して住み続けられる住まいづくりを進めることを目的に策定し、現在まで国の交付金事業により実施している状況です。このリフォーム事業の中に耐震補強工事が含まれており、事業開始から現在まで延べ 141 件のリフォーム助成申請がありその内 15 件が耐震改修も実施していることとなります。このリフォーム助成事業だけでも約 1 割の住宅が耐震改修を実施していることとなります。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） こちらなのですが、だいたい 1 割はかなり進んでいるのかなと思うのですが。大地震の時に家屋倒壊、阪神大震災の時もあったと思うのですが家屋への閉じ込めや道を塞ぐことにより緊急車両の通行の妨げになってしまって大変命に関わることなので、ぜひこちらの制度と周知をしっかりと、していただいていると思うのですが、これからもやっていただきたいと思うのですが、そこら辺の考え方を伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらのリフォームと耐震診断の方の住民周知ですが、毎年広報紙により周知しているところです。それとこの事業は町内の建設会社を実施しなければならないというところもありますので、町内の建設会社の方からも色々と宣伝をしていただいているという協力をいただいています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） その周知方法で制度利用耐震化の向上の状況を、推移を見ていただいて、またこうしたらいいかなというのがあれば周知の方法も改めて考えてやっていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

次、豪雨災害への備えに移りたいと思うのですが、こちら河川の洪水対策について伺うのですが、以前振興局に要望を出しているという伺ったのですが、その後どうなったのか伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 安平町全体の防災対策という観点から重要になってくるのが北海道が実施している二級河川安平川の改修工事になります。現在までの進捗状況ですが、令和3年度の主な工事は国道235号に架かる静川橋下流の弁天沼周辺約950ヘクタールの稼働内調整池の堤防工事や早来新栄地区のJR室蘭本線に架かるJR橋などになります。令和4年度の主な工事は同じく早来新栄地区にある24号堰の工事と伺っています。平成25年に策定された二級河川安平川整備計画の中では通常水が流れている部分である低水路などの稼働内掘削や堤防がない区間に堤防を新設するなどの工事を行うことにより、洪水を安全に流化させ、氾濫を防止すると謳われています。町としては一刻も早く改修工事が行われるよう北海道に対して要望を続けているところです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。工事が行われていてしかも要望を進めてくれているということで安心したのですが、一つ確認させていただきたいのですが、安平町地域防災計画の26ページに北海道管轄の安平川のことだけが書かれているのですが、こちら他の河川の記載がない根拠は何か伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 手元に地域防災計画がないのでわからないのですが、安平川は周辺ということで二級河川関係について安平川のほか支安平川ですとかニタツポロ川ですとか遠浅川がありまして、その整備も進める計画になっています。それに合わせて将来的な話になりますが、その先にある普通河川、準用河川についても町が担当となりますので、今後についてその災害対策も考えていかなければならないかなと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では後でその計画も確認していただいて、安平川のみと考えているわけではないことがわかったので次にあれなのですが。最後にちょっと一つ確認したいのですが総務課としてはこちらの位置づけはどのように考えているのか伺います。災害対策の観点から。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 今災害対策の関連ということでご質問いただいたわけですが、前にもお答えしたことがあるのですが安平町内の川に北海道が設置している水位計ですとかカメラ、こういったものが設置されていて、豪雨の予想される時ですとか台風が接近時にはこれらの情報をもとにして气象台とも連絡をやり取りしながら川の水位を観測と言いますか見守っていく形をとらせていただいています。町内の中においては総務課の防災の方と建設課の河川担当とも十分なやり取りをさせていただきながら防災に努めているところです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 連携しているということで答弁いただきましたので引き続きしっかりと連携していただけたらと思います。

次なのですが、内閣府の避難情報に関するガイドラインの周知と活用についてと内閣府の避難情報のポイント等を参考に避難行動判定フロー策定しているか合わせて伺います。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） まず二つ目の内閣府の避難情報に関するガイドラインについてのお答えをさせていただきたいと思いますが。この避難情報に関するガイドラインについては市町村が避難指示等の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するにあたっての参考となるべき事項を示したものであり、当町でもこのガイドラインを参考に災害時に避難発令を判断する基準や防災体制構築を行っています。したがってご質問の件については行政に対するガイドラインであることから、内閣府の避難情報に関するガイドラインについての一般周知は行政としては考えていませんが、町民の皆さんに関係するものとしてはその都度広報、ホームページ、あびらチャンネルデータ放送にてお知らせさせていただいているところです。

次に同じく内閣府から出されています避難情報のポイントについて避難行動判定フローを策定しているかというご質問の答弁になります。避難行動判定フローは、内閣府が台風、豪雨時に自らの命は自らが守るという認識のもと平時から自分が住んでいる地域の災害リスクと取るべき行動を認識し災害時に適切な行動がとれるように作成したものです。安平町ではご質問による新たなフローは作成していませんが、避難の目安として簡単なフローを広報あびら5月号のハザードマップの特集で2ページ目と3ページ目の見開きの中で周知させていただいています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちらの中身の町民周知については、この後出てくる
ところでも触れたいと思いますので確認して次にいきたいと思うのですが、
防災無線が聞こえないという声に対して対策を講じているのか。昨日の一般
質問の答弁がありましたので角度を変えて聞きたいとのですが、こちら昨日
24年12月に設置したと、間違っていたらすみません。という答弁だったの
ですが。これまでも複数の議員さん、私も含めてですが、何度も取り上げて
きた中身でして、答弁としては検証します検討していますという感じだった
のですが、こちら実行に移されるのはいつぐらいになるのかと思ったのです
よね。温暖化の影響もあって全国で豪雨災害がご存知のとおり頻発していま
す。この間の8月8日から9日にかけても函館でも甚大な被害があり当町で
も被害があったかと思うのですが、こちら急がなければならない課題だと
思うのですよね。多分、判定フロー。先ほどの避難行動判定フローとか見て
みたり計画も見てみたりしたのですが、町民へ情報が渡るには少し遠い道順
になっているのではないかなと。一番早い町民に対する情報の伝わり方があ
びらチャンネル、じゃないや。テレビの民放放送だったりするというふうな
私の個人的な判断だったのですが。それ以外にはやっぱり無線だと思うので
すよね。これ聞こえないというと豪雨だと絶対に聞こえないのではないかと
思うので、改善いつ実行に移せるのかなという確認なのですがよろしくお願
いします。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 箱崎議員からも昨日同様の一般質問がありまし
たことから重複する内容の答弁となりますことをご了承願います。防災無線
については無線スピーカーの周知範囲とされていまして、北海道の場合住
宅の気密性により聞きとりにくいことは行政、機器メーカーともに承知して
います。しかしながら、非常時における防災情報の伝達手段は効率性の良い
一種類だけで従属するべきものではありません。より多くの人に伝わるよう
に、また停電や被災時のバックアップなどに備え様々な手段を多重化するこ
とが重要と考えており、防災無線に特化することなく他の手段を含め様々な
伝達手段を検討しています。また、今年度策定中の安平町自治体DX推進計
画の中で防災情報伝達についても効果的かつコストに優れたソリューション
を調査検討しているほか今後技術の向上とともに情報伝達に効果的な伝
達手段が新たに出てくるのが想定されますので、その都度当町での有効性
を検討して参ります。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ではこちら、今現在の防災無線のシステムの設備の更

新等が必要になった時にはもちろん考えなければいけないという認識でよろしいですか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） 当然ながら機器なものですから更新が出てくるかと思いますが。その中で有効な手段等が他にあるのかなのか、その辺も含めて検討していきたいと思います。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 防災無線についての検証は昨日の箱崎議員の中でもスピーカーの大きさを変えたりアナログ・デジタル、音量を含めて機械音声にしてみたり。そこでは限界がやはりあるのですね。ですから防災無線だけに頼るものではないということは、これまでもご説明させていただきました。ですから冬期間窓が閉まった状態で聞こえないという場合も当然ありますから、ですからその場合今答弁したとおり様々なこれもあびらチャンネルのデータ放送も含めてですが、更にはデジタルDXの中でも今アンケートをとりますがスマートフォン、更には高齢者の方は携帯電話かもしれませんが、そういったものも使いながら更にプッシュ型の昨日LINE@の話も出てきましたからスマートフォンにしても様々なソフトがあるわけですね。携帯端末、タブレット含めて所持する方が段々増えてきているという状況もあって最終的に一番手元にあって皆さんが電気も必ず充電している携帯電話含めたスマートフォン。そういった行政端末と言いますか、そこがこれからポイントとなってくると思っていますので。防災無線の関係でこの後更新の時になんぼ優れた防災無線にしたとしても聞こえ方が格段に変わるということは難しいのではないかなと思っていますので、様々な方法で、多重でその一つでもによって住民がその情報を得られる、そういったものを複層していくことが重要だと考えていますのでご理解のほどよろしくお願いします。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 停電の時とかタブレット端末とかがどこか飛んでいってしまったという状況もあるかと思っていますので多重での情報共有、情報周知の方法を検討することは大切だと思いますのでぜひよろしくお願いします。

次ですが、これも昨年度触れさせてもらったものなのですが要支援台帳の整備、こちら進んでいるか伺いたいののですがよろしくお願いします。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） ご質問の件は避難行動要支援者名簿と解釈しましたのでその内容でご答弁させていただきたいと思いますが。まず避難行動要支援者名簿についての簡単なお説明をさせていただきますが、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され災害時に自力で避難することが困難な高齢者やしょうがい者などを対象に名簿を作成することが市町村に義務付けられています。対象者については主なものですが要介護認定 3 以上の方、しょうがい者手帳 1 級、2 級をお持ちの方、独居高齢者または高齢者のみの世帯の方などが対象となっています。名簿の活用については本人からの同意を得て消防、民生委員などに情報提供することになっています。また、災害発生時、災害発生の恐れがある場合は本人の同意の有無に関わらず情報提供ができることになっていて、提供を受けたものは守秘義務が課せられています。名簿作成の目的ですが、避難の支援ですとか安否の確認に使用するための作成の目的となっています。ご質問の件についてですが、避難行動要支援者名簿については既に作成済でして、防災担当と福祉担当が連携し情報共有を図りながら毎月 1 回更新をしています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） こちらご本人から同意を得たものという認識でいいか確認したいのですが。自主防災組織の方にもこちらを伝えることができる内容となって地域での見守りでも大切な名簿となっていますが、そこだけ確認させてください。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 今ご答弁差し上げたのは要件として定められているものでして、安平町の場合はその他に若くても足の不自由な方とかもおられますのでそういった方を含め、また年齢で 65 歳以上の年齢を区切って対象となる方をピックアップして作成しています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） ではなく、本人に同意を得ているかどうかという確認をしたかったのです。そのリストに載っている人の。その同意を得ることがこの災害対策基本法の改正されたところの重要な部分だと思いますけど。

〔小板橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小板橋憲仁君） 定義として本人からの同意を得るということがありますが、先ほど申し上げましたが年齢によって自動的に言いますか名簿の方に記載させていただいている方もいます。以上です。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） 補足します。本人の同意については地域ミーティング等の部分の中で社会福祉協議会が主催する地域ミーティングの中の独居老人等の部分の名簿も作成しています。この他の部分について総務課より地域ミーティングで必ず同意を取る用の同意書も添付しながらこの要支援者台帳を作っているという形になります。ただ全部が全員個々の部分に対して拒否する場合があります。ただし、大規模災害になった場合については同意の有無を得ずにこの情報提供、警察、消防等の部分に提供ができるとなっておりますので、その情報を保護については厳格に行っているというところで

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） そこは私の認識と一緒にだったのでよかったです。すみません。
次、ハザードマップの学習会の開催について伺いたいのですが、こちら以前は町内会の総会で要望があれば出向くなどの答弁だったと思いますが、町の仕事業務としてやりますよ、来てください、大事なことですと進めていくのが大事ではないかなと思いますがいかがですか。

〔小板橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小板橋憲仁君） 安平町ハザードマップは5月に最新改定のを各戸配布させていただいています。合わせて同日配布の広報あびら5月号で啓発及び使い方などについて特集を組み、町民の皆さんへお知らせしています。また、地域ミーティングや各町内会自治会主催の防災訓練時にも使い方などについて啓発活動を行っていますことからご質問のハザードマップの学習会に特化した単独開催については現在のところ考えていません。仮に自治会等からの出前講座のような要望等がありましたらご案内をいただき、自助・共助・公助の役割の大切さについても改めてお話したいと考えています。その他、北海道によります土砂災害警戒区域の指定箇所に住居されている方についても事前に指定箇所に特化したハザードマップを戸別に配布して説明済でありますことを申し添えます。以上です。

[三浦議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 今の件に関しては最後の質問で少し触れたいと思いますので次にいきたいと思います。
新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所体制及び福祉避難所体制について、こちら避難所マニュアルの位置づけに基づいて伺います。

[小板橋総務課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小板橋憲仁君） ご質問をいただいている件については令和3年第7回定例会と本年6月定例議会においても三浦議員から同様のご質問をいただき答弁させていただいていますことから同様の回答となりますが改めてお答えしたいと思います。感染症流行時の避難所体制については令和2年6月にマニュアルを作成し、その後自治会・町内会で説明をし避難所ごとの設置図についてもそれぞれ作成して設置しています。また、感染症流行時の避難所体制において備蓄品についてはダンボールベッド、間仕切り用ダンボール、マスク、消毒液、非接触型体温計、使い捨て手袋、感染防護衣、フェイスシールドなどを備蓄している状況です。その他民間との災害協定の中で不足分を補っていただけるものですので、災害時には十分な数量が確保できるように努めて参りたいと考えています。参考までに避難所体制設営に関する職員に対する訓練の様子を過去にあびらチャンネルにおいても放映させていただいています。以上です。

[三浦議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） なぜこの質問に至ったかという、指定避難所としてハザードマップに出されたのは35か所。このハードで果たして感染症の時に足りるのかなというのが一つ。あとはちょっとご答弁になかったような気がするのですが、しょうがい者とか高齢者に対する避難所体制について、こちらも位置づけは少しマニュアルにあったのですが今後もしっかりと洗い出しシミュレーションを行うようにしていただきたいのですが、そちら2点いかがですか。

[小板橋総務課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小板橋憲仁君） 避難所の関係ですが後ほどの質問でも若干答弁の中に加えさせていただいていますが、先日職員に対する防災訓練を実施させていただいたところでして、その中で避難所設営訓練というものをさせていただいています。その中で感染症対策として非接触型体温計などを設置し

て熱のある方ない方の入口を分けたり、実際にダンボールベッドを組み立てて2m間隔という原則がありますので、そこを実際に設置をしてみたりといったような訓練をさせていただいています。ご質問の中であったしょうがい者等の方々の対応についても同じように別の部屋を設けるとか想定しながら検証の中でお話させていただいています、そういった配慮も十分していく必要があると認識をしています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ちょっと答弁があれなのですが、指定避難所が35か所で足りるかということも今後シミュレーション、課題洗い出しなど検証していてももらいたいという要望を申し添えまして次にいきたいと思います。

宅地造成等規制法の一部改正に対する対応について進捗を伺います。令和4年5月27日にこちらの法改正が行われました。宅地造成及び特定盛土などの規制法と変わりました。かなり内容も変わったと思うので町独自の条例などの制定や改正についても行うかどうか、その方向性を伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 今回の質問を受け通知を確認したところ令和4年3月1日に宅地規制法の改正法として閣議決定され、6月1日付けで北海道より宅地造成及び特定盛土等規制法の施工に向けた準備についてという情報提供がありましたが、その後この件について通知等はない状況にあります。この通知によると9月を目途に盛土規制法に基づく基本方針、規制区域の指定のために実施する基礎調査や区域指定の実施要領など案を示す予定であるとなっていますが、先ほど申し上げたとおりその後連絡がないところです。この度の質問により北海道へ問い合わせを行ったところ、北海道も新たな情報がなく6月ごろの国と道との説明会の時では都道府県と政令市、中核市にとって知りたい部分はほとんどが検討中で未確定です。このため、新法への対応方針の検討の前にどの組織が所管していくのかを含め、判断に迷っている状況ですと回答いただいたところです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちらの法律は静岡県の熱海市での大雨に伴っての法改正だったと思うのですが、先程来豪雨災害が増えている話で通知が来た時には素早くこの検討に入っていたきたい。大雑把でもいいのでこういうふうに変えたらいいのではないとか進めたらいいのではないとか方向性だけでも決めておいていただいて、早めに対応できるようにされると思うのですが確認だけさせてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 今先ほども答弁させていただいたように状況がわからないところなので、通知なり方針なりが来ましたら町としてもその辺はきちんと対応していくことになるかと思っています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） こちらも大変なことなのでできるだけ迅速によろしくお願いします。次ですが消防職員の増など防災力の強化についてということで、消防費の普通交付税額と人件費の内訳を伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問2点になるかと思しますので私の方から消防費の普通交付税のところから説明させていただければと思います。ご質問のところですが普通交付税の基準財政需要額がこちらのご質問の所かなと思いますので答弁させていただきますが、基準財政需要額ベースでいきますと2億2748万2000円という算定になります。以上です。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 続きまして人件費の内訳についてご答弁させていただきます。消防職員の関係については、胆振東部消防組合消防本部にて定員管理及び給料等の決定が胆振東部消防本部の議会の議決を経てなされています。安平町、厚真町、むかわ町の3町による消防本部費にかかる負担割合によるもの、各支署の人件費等にかかるもの、各支署施設管理にかかるものなどを安平町の負担金として支出しています。ご質問の人件費の内訳ですが令和3年度の安平支署にかかる決算額でいきますと、給料については34名分で1億1402万1900円。職員手当等については7805万9769円。共済費3988万5017円。退職手当組合負担金などは588万6095円でこれらを合計しますと2億3785万2781円となっています。また、参考までに大きな災害が発生した場合は消防団員に加入している職員もおりますことから人員のやりくりは必要となりますが、連携協力関係のもと対応すべきと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら現在の人員で大きな災害の時も対応が可能だという認識でいいのだと思うのですが、もしも足りないなと検証した結果が出た場合には例えば費用も含めて国に防災の強化を求めたりとか消防組合でも検討していただけないだろうかと聞いてみたりとか、そういう状況に合わせて考え方を求めていくかどうか、そういう考え方があるかどうか。こちらはいざという時はやっぱり頼りになるのは若い町職員の皆さんや消防職員の皆さん消防団の皆さんだと思いますので強化が必要だと思うのですがいかがですか。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 只今のご質問ですが、判断と言いますか協議されるのはあくまでも胆振東部消防本部組合ということになりますので、そちらの本部の方から災害に関して人手の要請等がありましたらその都度状況を見ながら判断を検討していきたいと考えています。以上です。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。職員の定数の関係ですがそれぞれの地区と面積においてまず一定程度の配分割合を出しています。先ほど小板橋参事が言いましたように消防組合の方から人員、面積の移動、色々な部分の防災計画の部分が拡大した場合について構成町において要望があればこれらを検討していくという形になります。この検討については負担金の額という形で行っていますので、消防議会の中でもご説明されると思いますのでよろしくご理解のほどお願いします。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では相互で連携をとりながらやっていただければと思いますのでよろしくお願いします。次、地震後共通の備えということでまず一つ目、町の防災訓練。こちら先ほどご答弁いただいたので少し質問を割愛したいと思うのですが。避難訓練の時に避難ルートの確認、実際の避難訓練を行う方が望ましいと思うのですがいかがですか。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） まず本年度の実施状況についてご質問いただいていますので、そちらをまずお答えさせていただきたいと思います。本年の

防災訓練の状況については、職員の知識スキル向上の一環として9月1日に安平町防災訓練を実施しています。防災訓練の内容としては、まず一つ目に情報伝達訓練として各町内会自治会、農事組合長に対する電話による連絡体制の訓練を34団体中20団体が参加をしています。二つ目に室蘭地方気象台から講師2名を招きまして管理職と一般職別に防災講話を各2回ずつに分けて91名が出席をしています。三つ目に陸上自衛隊第七師団第七特科連隊8名によります水防訓練として土嚢の作り方について実際に体験をし三班体制を組みまして27名が参加しています。4つ目に胆振東部消防組合安平支署2名によりますAEDの研修についてですが、AEDの操作説明と心臓マッサージについて人形を使って実際に体験をしてもらうということで29名が参加。5つ目に避難所開設訓練。こちら先ほど申し上げましたが、健康福祉課の職員によります6名によります開設訓練を実施しています。最後6つ目になります開設した避難所設営のポイントを共有した避難所研修として29名が参加をしています。これらの訓練については各々の訓練メニューに自主的に参加をし非常時には主体となって対応にあたるよう他の職員の見本となれるような訓練として終了しています。

日にちは前後しますが8月29日には陸上自衛隊早来燃料支処によるオイルフェンスの訓練の様子を町長及び私を含めた担当者が視察させていただいています。

また、9月29日には陸上自衛隊第七師団第七特科連隊によります共同防災訓練が予定されていまして各関係機関との連携強化を図っていくこととしています。

また、9月3日には安平第一自治会の自主的な自治会防災訓練の中で新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設について講師依頼を受け、防災担当職員が講師を務め注意点を含めた啓発を行っているところです。あとは他に質問いただきました避難所への、

- 7番（三浦恵美子君） 実際の避難所の、
- 総務課参事（小板橋憲仁君） 避難ルートの確認については、年度ははっきり覚えていないのですが確か4年ぐらい前だったと思うのですがドゥハグということで、北海道によります訓練の内容のもので一部実施させていただいている経過があります。以上です。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） 補足します。ドゥハグではなくてDIGですので。ディザスターインフォメーションゲームという形になりますのでご理解願います。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 4年前に行ったということでこちらの方は繰り返しや

った方がいいのではないかと思いますので、ぜひ今後の検討課題に入れていただけたらと思います。最後なのですが自主防災組織の設置にかかる周知と進捗について、こちら新しく設置した自治会町内会はあるかどうか。昨年度と比較して今年度は増えたかどうか、呼びかけなどは積極的に行っているかを確認させてください。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 設置数については 34 自治会・町内会、農事組合中 22 団体となっています。災害といういつ起きるかわからない非常事態の備えとして自助・共助・公助の棲み分けという観点からも未設置団体への自主防災組織設立について、地域ミーティングなどを通じ設置に向けた支援を今後も継続しながら今後も努力していきたいと考えています。尚、一番新しいと言いますか最後にできあがった自治会ですが、令和 2 年 2 月 17 日に安平第二自治会が結成されて以降は実績がありません。以上です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7 番（三浦恵美子君） 実際のところ令和 2 年から進んでいない状況でなかなか自主的にという任意なので難しいかと思うのですが、設置はすごく大事だと思いますので先程来ハザードマップの学習会を行ったかどうかという話をさせていただいたのですが、例えばこの学習会を行った時に先に設置していない自治会に学習会を行って設置も一緒に呼び掛けてはいかがかと思うのですが、そこら辺の考え方はいかがですか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 未設置団体については説明会など開催することも検討しつつ、今後自主防災組織の意見交換等も含めて未組織の所とコンタクトをとりながら進めていきたいと考えています。以上です。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） 補足します。過去には自主防災組織が集まってこの説明会を行っています。それとこの勧誘については地域ミーティングの中で入りませんか。避難訓練の時にも総務課の方から赴いて地域防災組織についてご説明していると。今現状は大きい所が一つと小さい自治会規模の部分統合していかない限りは全部が参入する部分については今現状難しい状況となっていますので、周知等を現在努めているところです。以上補足します。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） なかなか進まなくて難しいのではないかと思いますのですが、引き続き総務課の皆さんの方からも足を運んでいただくなど色々その相手にもよるのですが工夫していただいで進めていくように周知していただけたらと思うのですよね。地域ミーティングの中で行うとか色々努力はされているかと思うのですが、それが一般町民の方に色々な情報周知とすごく触れてきたのですが伝わっているかどうか。そちらも確認をしながら伝わっていないようならこういう大事なのですよねって、例えば未設置団体この自主防災組織未設置団体には丁寧に必要なのですよね、大変かもしれないけど町としてこのように支援していく考えなのでぜひよろしくお願ひしますと、町内会の皆さんの命を守るためなのですよろしくお願ひしますと丁寧に説明していけばわかっていただけるのではないかなと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひします。最後にこのように要望しまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（多田政拓君） 以上で7番三浦恵美子議員の一般質問を終わります。
以上をもちまして本定例会に通告された一般質問は全て終了しました。

◎ 日程第2 承認第1号

○議長（多田政拓君） 日程第2承認第1号、専決処分事項の承認について（令和4年度安平町一般会計補正予算（第5号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 承認第1号朗読

承認第1号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和4年度安平町一般会計補正予算（第5号）について

裏面をご覧願います。

安平町専決処分第9号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年8月18日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和4年度安平町一般会計補正予算（第5号）について（別紙）

予算書をご覧願います。

専決第9号

令和4年度安平町一般会計補正予算（第5号）

令和4年度安平町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,287,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月18日専決

安平町長 及 川 秀一郎

令和4年度安平町一般会計補正予算（第5号）について説明をします。今補正については令和4年第7回臨時会議案第2号の補正第4号以降に予算額の変動があったものについて専決処分により整理させていただいたものです。歳入の主なものについては今補正に伴う財政調整基金積立金からの繰り入れで、歳出は8月9日の豪雨により被災した準用河川ニタッポロ川の災害復旧事業にかかる設計委託業務のほか被害調査を行うため安平町内災害異常気象調査を執行するものにより598万4000円の増額です。

それでは歳出から説明しますので6ページをお開きください。11款災害復旧費3項1目河川災害復旧費は先ほどご説明しましたが、8月8日から9日にかけての豪雨により被災した準用河川ニタッポロ川の災害復旧事業にかかる設計委託業務を執行するもので、専決処分現時点では公共土木災害復旧事業として採択されるか未定ではありましたが採択される場合には被害報告は発災日から25日以内に申請する必要があり委託業務の早期発注が必要のため地方自治法第179条の規定により専決補正をしているところです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので5ページをお開きください。20款1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整です。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ598万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億8706万2000円とするものです。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

- 議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
○7番（三浦恵美子君） こちら被害状況の調査をされるためと説明を受けたのですが現在の進捗はいかがですか、事業の。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課長。
○建設課長（塩谷慎嗣君） 専決処分事項以降の設計業務に関して、業者の方に発注して現在調査を進め今設計段階に入っているところです。その他、この災害に伴いまして日本気象協会北海道支社の方にその災害時の異常気象の調査データをいただくための資料収集を行っているということです。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 被害状況はどのような感じがわかれば教えてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） 被害状況なのですが平成30年の北海道胆振東部地震が起きた時に被災した箇所になるのですが、その場所が令和2年3月10日から11日にかけて降った雨の影響により融雪災害が起きまして、そこで事故繰越しをして同年9月30日に完成している箇所ですね。同じ箇所にはなるのですが、その同じ箇所について被災を受けてしまったということです。当時の状況なのですが令和4年8月8日から9日の降雨によりまして連続雨量で57.0mmの雨が降りました。時間最大でいきますと20.0mmとなっています。状況ですが積みブロック形式の護岸が倒壊と変状が起きてしまったということですので、現在のところの復旧予定延長ですが114mということになっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） こちら認定されそうでしょうか。わからないかもしれないですけど。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） 当時これ被災を受けた所があまり数がなくてウチの町だけかなと思ったのですが、今現在の情報でいきますと他の町にも影響があって被災を受けている所があると聞いています。今のところ10月もしくは11月に災害査定が実施されるということでお話を聞いていまして、とりあえず9月下旬に北海道の河川砂防課と査定的设计協議を行うという状況です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めます。なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。反対の意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから承認第1号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって承認第1号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第3 承認第2号

○議長(多田政拓君) 日程第3承認第2号、専決処分事項の承認について(令和4年度安平町一般会計補正予算(第6号)について)を議題とします。提案説明を求めます。

[田中副町長挙手]

○議長(多田政拓君) 副町長。
○副町長(田中一省君) 承認第2号朗読

承認第2号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法(昭和22年法律67号)第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和4年度安平町一般会計補正予算（第6号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第10号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年8月26日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和4年度安平町一般会計補正予算（第6号）について（別紙）

予算書をご覧ください。

専決第10号

令和4年度安平町一般会計補正予算（第6号）

令和4年度安平町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,290,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月26日専決

令和4年度安平町一般会計補正予算（第6号）についてご説明します。今補正については先ほどご承認いただきました令和4年第8回定例会補正第5号以降に予算額の変動があったものについて専決処分により整理をさせていただいたものです。歳入の主なものについては今補正に伴う財政調整基金積立金からの歳入で、歳出は行政報告にてご説明しました早来中学校体育館解体工事の設計金額と数量等による現場不符号による請負金額の増額による341万円の増額です。

それでは歳出から説明しますので6ページをお開きください。10款教育費1項3目義務教育振興費（1）学校施設管理経費は2月の大雪により倒壊した早来中学校体育館解体工事が4月28日開催の議会臨時会において補正予算の可決をいただき体育館建設当時の図面等を参考に6月2日から8月31日までの工期により工事を実施しましたが、解体作業完了後産業廃棄物の数量に現場不符号が発生し請負金額が増額となりました。解体工事は発注時の設計数量を概数として取り扱いますが、解体後に数量が確定したため実施数量で設計変更を行いましたことから令和4年8月26日付けに地方自治法第179条の規定により専決処分をしています。解体現場は既に工事も完了し安全も確保されています。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので5ページをお開きください。20款1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整です。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ341万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億9047万2000円とするものです。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 副町長からのご説明で当初予算より実質的な産廃の量が多かったなのでこの数字が341万円追加をしたということをご説明受けました。見積もりの仕方がおかしいのではないかと。簡単に申しておきますと予算編成の中ではその年度内にできるギリギリの予算、要は使える予算の想定をした上で町長から提案されて質疑をし議員が承認を得るという形で行っているということは、この数字が間違っていると、後から増えたという話は見積もり、予算を立てる段階でもう間違っているということにならないのではないかと思いますのでいかがですか。これ単体で行政側が積算をして概算を出してきたのか、もしくはどこかに依頼をしてこの数値を出していただいたのか。また、ここで工事を行った業者の皆さんは大抵資料をいただき積算をし、予算の自分たちの利幅を生み数字を入れて入札を行っている。今回

の入札についても落札率が 99.55%、予算的には目一杯。この予算の中で何とかするという数字になっている。でも現実的には数量が増えたから出してください。これは正直言って行政側がかなり数字の出し方に疑問を抱く。何かの時にも、ついこの間もあったかと思えます。予算の立て方について非常に疑問に持っています。ただ単に三百なにがしのお金が増えたというのは全部税金を投入しなければならないということと、この瓦礫。種類についてどれだけの台数を持っていったかも何も説明もいただいていません。正直なところ非常に説明不足で数字だけ上がってきて決裁お願いしたいということであれば説明不足です。もう少しこのところしっかりと説明をまずお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） この中学校の解体については当時の図面をもとに積算をしていました。それでまず初めにこの産廃量の部分になります。木材の部分、当初が 34.3 t これが実施が 51.4 t と。瓦礫モルタル類が 145.4 t これが 180.7 t。金属類スクラップ類が 63.9 t が 159 t というふうに結構大きな数字が変わっています。この量の変更の主な要因として先ほどもお話ししましたように建設当時の図面を参考に積算をしたのですが、その後屋根の部分とか一部改修をされたような部分があってこの当初の中で見ていなかった材料が結構あったというふうになっています。それと産廃量の工事費の内訳になりますが産業廃棄物全体の廃棄量については安くなっているのですが、解体工事にかかる手間賃と言いますか労務費について材料の方が変わってしまして金額に大きく跳ね返っているというところになっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） すみません、この産廃の数量がこんなに違っている。この計算ができないのは全くおかしな話。今までやっている行政が仕事をしていただいた図面を見てどれだけ違っているかという話になったら積算が全くできていないということではないですかこれ。変更変更じゃないんだもんだって。図面色々なもの立てていったら書類が全部残っているからそれを合計すれば大体数量が出てきて見積もりでこのお金があればできますよということを提示しているわけじゃないですか。予算の組み立てってこの予算で全部できますよという数字を出してきたのではないのでしょうか。見積もりの仕方がこの、あまりにも違っている。誰がこれ積算したのですかと聞きたいのですが、お答えできるのでしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの積算については早来小学校中学校建設工事の設計の中に組み込まれていまして、当時の請負業者の方で設計をしています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 3回目だから最後の質問です。そのような設計者が見積もっていただいたということであれば前回もおかしな数字を見積もった経緯があります。何らかの形でこういったところの責任はしっかりやっていたかなければ非常におかしな話だと思いますので、その辺のところはしっかりやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（多田政拓君） 答弁は必要ですか。

○10番（高山正人君） 答弁があればお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） この辺については議員のおっしゃるとおりなので、十分気を付けるように今後もしていきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） すみません、ちょっと記憶も少し曖昧なので確認をさせていただきたいのですが、こちら体育館の方にはアスベストの含有がなかったと伺ったのですが本当になかったのかどうかを再度すみませんが確認させてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） アスベストの方については、まだ学校が使われていた時に確か撤去を先にしていました。今回の工事の中にはアスベストは含まれていませんでした。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。
5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑は
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討
論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。反対の意見はあり
ませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 先ほども質問させていただいたとおり、この手の問題に
ついては本当にシビアにやっていかなければならない問題だと思っていま
すのでこの案については反対をさせていただきます。

○議長（多田政拓君） 只今反対の意見がありました。それでは次に賛成の方の
発言を許します。賛成の方の意見はありませんか。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 昨日の一般質問の中でもありましたが、検証をし、そ
れから今後先ほど参事もおっしゃったように気を付けていく、それから今後
ないと私たちも期待していますので、この件に関しては賛成していきたいと
思っています。

○議長（多田政拓君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） それではこれから承認第2号、専決処分事項の承認につ
いてを採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案の
とおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

（賛成：工藤秀、米川、小笠原、鳥越、田村、工藤隆、三浦、箱崎、内藤、梅森）
（反対：高山）

○議長（多田政拓君） 起立多数。したがって承認第2号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第4～9 認定第1～6号

○議長（多田政拓君） 日程第4認定第1号、令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9認定第6号、令和3年度安平町水道事業会計決算の認定についてまで6件を一括議題とします。説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 只今議長から令和3年度安平町各会計決算の認定については一括議題とする旨の説明がありましたので案件朗読、提案説明は認定第1号のみとさせていただきます、認定第2号から認定第6号までを省略し別添監査委員の審査意見書、地方自治法第233条第5項に基づく主要な施策の成果を説明する書類として主な公共施設の収支状況100万円以上の主なる事業調べ等を記載した令和3年度歳入歳出決算資料を付してそれぞれの歳入歳出決算書の総括をもって提案説明とさせていただきます。それでは認定第1号について朗読します。

認定第1号

令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第2号

令和3年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意

見を付して、令和3年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第3号

地方自治法（昭和22年法律67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和3年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第4号

令和3年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和3年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第5号

令和3年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和3年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第 6 号

令和 3 年度安平町水道事業会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律67号）第233条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、令和3年度安平町水道事業会計決算の議会の認定を求める。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

お手元に配布しております令和3年度安平町各会計歳入歳出決算書の1ページをお開きください。令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。歳入合計95億3043万4164円、歳出合計93億9341万1695円、歳入歳出差引残額は1億3702万2469円となりますが内訳2行目の明許繰越額741万9000円を差引いた1億2960万3469円が実質収支額となりますので、地方財政法第7条第1項の規定に基づきこの2分の1を下回らない額である6500万円を財政調整基金への繰入額とし7202万2469円を翌年度繰越額とするものです。尚、内訳に記載しているとおおり明許繰越額を差引いた6460万3469円が一般繰越額となります。

次に174ページをお開きください。認定第2号、令和3年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての決算概要についてご説明いたします。歳入合計9億3266万1353円、歳出合計9億3129万9563円、歳入歳出差引残額は136万1790円となりますので同額を翌年度繰越額とするものです。

次に194ページをお開きください。認定第3号、令和3年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての決算概要についてご説明いたします。歳入合計1億3984万7511円、歳出合計1億3871万7860円、歳入歳出差引残額は112万9651円となりますので同額を翌年度繰越額とするものです。

次に203ページをお開きください。認定第4号、令和3年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての保険事業勘定、歳入歳出決算の概要についてご説明致します。歳入合計10億3753万5387円、歳出合計8億7787万3346円歳入歳出差引残額は1億5966万2041円となりますので同額を翌年度繰越額とするものです。

次に223ページをお開きください。令和3年度安平町介護保険事業特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算の概要についてご説明致します。歳入

合計 708 万 5050 円、歳出合計 367 万 5630 円、歳入歳出差引残額は 340 万 9420 円となりますので同額を翌年度繰越額とするものです。

次に 232 ページをお開きください。認定第 5 号、令和 3 年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての決算概要についてご説明いたします。歳入合計 7 億 811 万 5375 円、歳出合計 7 億 147 万 1129 円、歳入歳出差引残額は 664 万 4246 円となりますので同額を翌年度繰越額とするものです。

次に認定第 6 号、令和 3 年度安平町水道事業会計歳入歳出決算の認定についての決算概要等について説明いたしますので別冊で配布しております決算書の 1 ページをお開きください。決算報告書の (1) 収益的収入及び支出の収入区分の第 1 款水道事業収益は決算額 2 億 9351 万 7317 円で、仮受消費税 1597 万 2976 円及びその他営業収益 1 万 9500 円を差引くと 2 億 7752 万 4841 円となります。これは 14 ページの収益合計と一致します。下段、支出区分の第 1 款水道事業費用は決算額 3 億 2789 万 9920 円で仮払消費税分 1104 万 9531 円から特定収入を財源とした仕入れ税額 24 万 6555 円を除きこの分を差し引くと 3 億 1709 万 6944 円となります。これは 16 ページの支出合計と一致。歳入歳出の差し引き額は 3957 万 2103 円の減となり当年度の純損失となります。3 ページの当年度純損失と一致し 8 ページの当期純損失と一致します。営業損失、経常損失等の内訳は 3 ページの損益計算書をご参照願います。次に 2 ページ (2) 資本的収入及び支出の収入区分の第 1 款資本的収入は決算額 9471 万 7785 円となります。これは 17 ページの収入合計と一致。下段、支出区分の第 1 款資本的支出は決算額 1 億 6079 万 792 円で、備考欄記載の仮払消費税 599 万 6935 円を引くと 1 億 5479 万 3857 円となります。これは 18 ページの支出合計と一致します。不足額 6007 万 6072 円は当年度損益勘定留保金 976 万 6106 円及び減債積立金 5108 万 66 円から特定収入を財源とした仕入れ税額 77 万 100 円を除いた額にて補填しております。令和 3 年度安平町水道事業報告書として 9 ページから記載しておりますのでご参照願います。これは地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により令和 3 年度安平町水道事業会計決算の議会の認定を求めるものです。申し訳ございません。前段 16 ページの支出合計と言いましたがこの部分は費用合計でお詫びをもって訂正願います。

以上、令和 3 年度安平町一般会計ほか 4 特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算の提案説明を終了させていただきます。ご審議の上ご認定下さいますよう、よろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでお諮り致します。認定第 1 号から認定第 6 号までの令和 3 年度各会計決算の認定については、議会運営委員長の報告にありましたように議長及び議会選出監査委員を除く 10 名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ次の定例会までの閉会中の継続審査にすることとしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認め、そのように決定しました。只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますので指名します。

1番	工藤秀一	2番	米川恵美子	4番	鳥越真由美
5番	田村興文	6番	工藤隆男	7番	三浦恵美子
8番	箱崎英輔	9番	内藤圭子	10番	高山正人
11番	梅森敬仁				

以上、10名を指名します。これにご異議ありませんか

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって只今指名したとおり決算審査特別委員会の委員に選任されました。特別委員会の委員長及び副委員長の選任は委員会条例第7条第2項の規定により委員会において互選する事になっております。只今選任された決算審査特別委員は休憩中に議員控室において委員会を開催し、正副委員長の互選を行い速やかに委員会の構成を得るよう委員会条例第8条第1項の規定によりここに招集致します。

それでは暫時休憩致します。特別委員は議員控室へ移動し正副委員長を互選願います。11時45分を目途にお願いします。

休憩 午前 11時37分

再開 午前 11時45分

◎ 決算審査特別委員会正副委員長互選の結果報告

○議長(牧田弘満君) 休憩前に引き続き会議を開きます。諸般の報告を致します。休憩中に特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたのでご報告致します。決算審査特別委員会、委員長に**工藤隆男議員**、副委員長に**箱崎英輔議員**。

以上のとおり互選されたとの報告がありましたのでお知らせ致します。

また、決算審査特別委員会の開催日程については10月27日木曜日、28日金曜日の2日間の日程により開催したいと委員長から申し出がありましたので併せて報告致します。

◎ 日程第10 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第10議案第1号、町政功労賞被表彰者の同意についてを議題とします。提案を求めます。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。
○総務課長（木林直樹君） 議案第1号朗読

議案第1号

町政功労賞被表彰者の同意について

安平町表彰条例（平成18年安平町条例第190号）第3条に定める町政功労賞の被表彰者として、次の者を決定したいので、議会の同意を求める。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

町政功労賞の被表彰者に決定しようとする者
牧 田 弘 満

（提案理由）

永年にわたり町政の振興発展に寄与し、その功労が特に顕著である上記の者を町政功労者として決定したいので、安平町表彰条例第4条の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

それでは町政功労賞被表彰者の略歴についてご説明しますので、裏面をご覧くださいと思います。今回同意を求めます牧田弘満氏の住所、生年月日、職業、略歴は記載のとおりです。尚、町政功労賞被表彰者功績として氏は追分町議会議員、安平町議会議員また安平町議会議長の公職を歴任され、議会議員として長きにわたり町政の発展に尽力されています功績はまことに

顕著なものがございます。引き続き町政功労賞被表彰者決定同意の議案提出に至る補足説明を致します。令和4年度における町政功労賞等の選考にあたりましては、8月18日に町長より諮問を受け安平町表彰条例第5条で定める安平町表彰者等選考委員会を8月31日に開催しています。審議の結果、町政功労賞1名、自治功績賞4名、社会功績賞6名、産業功績賞2名、教育功績賞2名、公益貢献賞6名、善行努力賞1名の合計22名を全会一致で決定された旨の答申を受け今議会において町政功労賞被表彰者の決定について同意を求めるものです。以上、ご説明申し上げご審議の上ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。これより意見調整のため暫時休憩します。議員の皆さんは議員控室に移動願います。

休憩 午前 11時49分

再開 午前 11時53分

○議長（多田政拓君） 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮り致します。本件については討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号、町政功労賞被表彰者の同意については原案のとおり同意することに決定しました。あ、失礼しました。もう一度お願いします。本件について異議はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号、町政功労賞被表彰者の同意については原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（多田政拓君）　ここで午後1時まで休憩します。

休憩　午前　11時56分

再開　午後　1時00分

○議長（多田政拓君）　休憩を解いて会議を始めます。

◎　日程第11　議案第2号

○議長（多田政拓君）　日程第11議案第2号、安平町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　総務課長。

○総務課長（木林直樹君）　議案第2号朗読

議案第2号

安平町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町職員の育児休業等に関する条例（平成18年安平町条例第32号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月20日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、安平町職員の育児休業取得要件の緩和及び取得回数制限を緩和することにより、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

条文の朗読を省略致しまして、条例制定の趣旨及び改正内容についてご説明致します。

初めに条例制定の趣旨ですが、男性職員による育児の促進及び女性職員の活躍促進を更に進めるため人事院の意見の申出を考慮して行われた国家公務員の育児休業等に関する法律の改正と同様に地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、育児休業の分割取得、非常勤職員の育児休業の取得要件等の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行うため所要の条例改正を行うものであります。

続いて条例改正の内容について、議案とは別に事前に配布している資料により説明します。

改正のポイントとしましては大きく分け2点です。1点目が育児休業の取得回数制限の緩和等で、2点目は育児休業を取得しやすい勤務環境の整備となります。

主な改正内容として改正ポイントの1点目、育児休業の取得回数制限の緩和等の①育児休業の取得回数の拡大で、こちらは常勤職員及び非常勤職員とともに子の出生後57日間経過後における育児休業の取得回数を現行では原則1回だったものを改正後は原則2回まで分割取得が可能となるものです。これによりこれまで課題となっていた夫婦交代での育児が可能となるものです。また、これとは別に子の誕生日から57日間以内の男性職員の育児休業、いわゆる産後パパ育休と言われているものも2回まで最大4週間分割取得が可能となるもので、これにより出生時や退院後、また、里帰り出産から戻るタイミングなど特に配偶者への支援が必要となる時期において育児休業を取得することができるようになるものです。尚、資料に掲載のイメージ図については国の資料を抜粋していますことから主に男性職員にかかる育児休業の取得パターンとなっていますが、女性職員の場合においては出生後57日間は産後休暇が認められておりますので、育児休業については産後休暇終了後の翌日から取得が可能となり男性職員と同様に原則1回から原則2回まで分割取得ができることとなります。

資料2ページに移っていただきまして。2つ目は育児休業の請求期限の短縮です。こちらについては子の出生後57日間以内に育児休業を取得する場合の請求期限を育児休業を始めようとする日の1か月前から2週間前までに短縮するものでして、こちらは今回の条例改正ではなく規則改正により所要の規定整理を行うものです。

続いて3つ目は再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書の申出廃止です。これまでは再度の育児休業をする場合については育児休業等計画書の提出による申し出から3か月以上経過していなければなりませんでしたが、育児休業の取得が原則2回まで可能となったことにより育児休業等計画書の申

出及び経過期間が不要となることから条文を削除するものです。

3 ページに移り、4 つ目は非常勤職員にかかるものですが、こちらは子の出生後57日間以内の育児休業の取得要件の緩和として、これまで子の出生後57日間以内の育児休業を取得する場合には子が1歳6か月に達する日まで引き続き雇用され、または更新の見込みがある場合とされていたものについてその要件を子の出生後57日間プラス6か月までの期間、こちらは約8か月となりますが、緩和するものです。尚、子の出生後57日間を過ぎてから育児休業を取得する場合には、これまでと同様に子の1歳6か月に達する日までが要件となります。

資料4 ページに移り、5 つ目はこちらも非常勤職員にかかるもので子が1歳以後の育児休業取得の柔軟化として、育児休業期間については子が1歳に達する日までを原則としています。ただし、一定の要件を満たす場合、例えば保育所に入所できないなど1歳を超えても休業が必要と認められる特別の事情がある場合に限り2歳までを上限に育児休業を取得することが可能となっています。これまでは育児休業の開始日が1歳または1歳6か月時点に限定されていたため、初日以外の途中で夫婦が育児を交代することができないという課題がありました。そこで今回条例改正によりまして1歳以後の育児開始日を柔軟化することで、1歳または1歳6か月に限らず期間の途中で夫婦交代で育児休業を取得することが可能となるものです。具体的には夫婦どちらかが1歳または1歳6か月時点で育児休業を取得していれば育児休業期間が終了する翌日またはそれ以前を開始日としてもう一方の親が育児を取得することができるようになり、それ以外にも夫婦同時に取得することや一部期間を重複して取得することも可能となります。

続いて6 つ目は任期付き職員が該当となります。再度の育児休業取得対象の拡大として引き続いての採用または更新による再度の育児休業について、これまで非常勤職員のみ対象としていたものを任期付き職員まで対象を拡大するものです。

資料5 ページに移り、こちらは改正ポイントの2点目となります育児休業を取得しやすい勤務環境の整備となります。まず①の妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置として、職員またはその配偶者が妊娠あるいは出産を申し出た職員に対して育児休業に関する制度等の周知や育児休業の意向確認のための面談、更には育児休業の申出をした職員が不利益な取り扱いを受けないよう措置を講ずる旨を規定するものです。

2 つ目は職場環境の整備に関する措置として育児休業の承認の請求が円滑に行われるための研修の実施や相談体制の整備、その他勤務環境の整備についての措置を講じる旨を規定するものです。

最後にこの条例の施行日につきましては、令和4年10月1日とするものです。以上ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定下さいますようお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第12 議案第3号、財産の取得について（校務用パソコン及び関連機器整備事業）を議題とします。提案説明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議案第3号朗読

議案第3号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

財産の取得をするため、地方自治法第96条第1項第8号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

- 1 取得しようとする財産の種類 校務用パソコン及び関連機器整備事業
- 2 契約の相手方 勇払郡安平町追分本町3丁目44番地1
株式会社 まこと商事
代表取締役 小納谷 陽一
- 3 取得の目的 早来小中学校における施設備品
- 4 取得の方法 指名競争入札
- 5 取得の価格 46,200,000円
- 6 取得の時期 令和4年12月
- 7 支払方法 全額一括払い

入札結果は別紙参考資料のとおりで、5社による入札を実施し予定価格に対して95.42%で落札されています。購入する備品は更新時期を先送りにしてリースが満了したパソコンを継続使用していましたが、町内学校職員の校務用パソコンをデジタル田園都市国家構想の補助金を活用して更新するものです。今回は一括購入を行います。リース契約同様の5年間使用を前提とした周辺機器及びソフトウェアのライセンス契約を行って整備を行うものです。整備を行う内容は別添資料のとおりで、安平、遠浅小学校は除く学校を対象に整備を行います。以上で説明を終わりますのでご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 前回は義務教育学校の関係で備品等を含めて質問させていただいたのですが。あの時私は1か所ではなくてそれぞれの備品整備する物に対して分割して入札をしていくべきではないかと私前回言ったわけですが、今回もまた4600万を超えるお金が1社ということになっているのですが、これは具体的に1社に、この備品リストを見ると1社にしなければならない理由があるのか。分離してこういうことを言ったらちょっとおかしくなるかもしれませんが、大変町内の企業が厳しい現状の中でやはりそれぞれ分割をしながらそれぞれの町内業者のいわゆる経営の一翼を担うために分離しながら入札を行うことができないものなのかね。ここ辺りがちょっと。ただ見ているとこれで1億3000万以上でしょ1社が。この間の中で。落札しているのがね。そんな意味で、もっとこう幅広くできるような形にできないものなのか。それは技術上できないというならわかります。これはできなくて1社しかやれないならわかりますけど、そこ辺りどういう経過になっているのかお話をお願いしたいと思います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今議員がお話されたように、確かにこの金額から致しますと何社かに分けてという内容も確かに行うことができればよかったのかと思うのですが、前回の入札の場合にはやる気になればある程度分けられるような内容のものではありましたが、今回については学校に整備するパソコンにそれを中心的に整備するサーバーだとかそちらの連携だとか、あとそれに伴うソフトだとか一括である程度構築しなければならないものでしたので、ちょっと前回の内容においては議員のおっしゃるとおり確かに分割すればできなくもなかった内容でしたが、今回についてはこの別紙につけたとおりの内容のものをある程度連携させて導入をしなければならない内容のもので、こちらに関してはご勘弁いただければと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。

本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議案第4号

○議長(多田政拓君) 日程第13 議案第4号、令和4年度安平町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[田中副町長挙手]

○議長(多田政拓君) 副町長。
○副町長(田中一省君) 議案第4号朗読

議案第4号

令和4年度安平町一般会計補正予算(第7号)について

令和4年度安平町一般会計補正予算(第7号)を別紙のとおり提出する。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

地方交付税の決定等により、令和4年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第4号

令和4年度安平町一般会計補正予算(第7号)

令和4年度安平町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,446,453千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは、令和4年度安平町一般会計補正予算(第7号)について提案説明致します。今補正の主なものにつきましては、歳入では個人町民税の課税額決定による1億9405万2000円の増額。普通交付税の交付額決定による2億5164万4000円の増額などで、歳出では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金物価上昇対策分の活用による安平町商工事業者燃料価格高騰支援金2310万円の計上などです。

それでは歳出から説明致します。19ページをお開き下さい。2款総務費、1項1目一般管理費(1)庁舎事務機器経費は執行残の減額。(2)その他一般管理経費は本年10月からの北海道市町村職員共済組合における非常勤職員短期給付等の適用拡大に対応するためシステム改修を行うもので、2目電子計算費(1)防災行政情報告知ネットワーク構築事業10節はエリア放送設備の不具合修繕のため増額。14節は電柱所有者からの移設要請による光ケーブル移設工事費の増額です。(2)電算機器等管理経費10節はプリンタ修繕などにより修繕料が不足することから増額。14節は電柱所有者からの移設要請による光ケーブル移設工事費の増額です。20ページ(3)その他電子計算経費は電算関連消耗品の支出見込みにより不足することから増額するもので、(4)社会保障・税番号制度システム構築事業は戸籍情報システムを戸籍事務内連携のための機能整備に係る改修を行うものです。6目文書広報費は町史編さん業務にかかる各課保存文書用の段ボール及び全世帯を対象としたデジタルとあびらチャンネルに関する利活用調査用の封筒を購入するため。7目財産管理費(1)公用車管理経費は公用車の修繕増加により今後不足が見込まれることから増額するもので、(2)庁舎管理経費は老朽化による事務用

椅子の入れ替えを行うため。(3) 町有施設管理経費は町有地内の支障立木の伐採を行うため増額するものです。9目地方振興費は電柱の移設依頼による移設費用を負担金として増額するものです。21 ページ 15 目財政調整基金費

(1) まちづくり基金積立金は一般寄付金を積み立てるもの。(2) 産業づくり基金積立金は森林環境譲与税の増額補正相当分を積み立てるもので、16目諸費は確定申告による法人町民税の還付金に不足が生じるため増額するものです。3款民生費1項1目社会福祉総務費(1) 社会福祉団体等補助金は安平町社会福祉協議会が行っている新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例貸付資金の償還が困難と見込まれる生活困窮者に対し助成を行うための補助金です。22 ページ(2) 社会福祉施設等補助事業は物価や原油価格の高騰、コロナ拡大防止対策経費などによる社会福祉施設の経営圧迫を防ぎ安定的な運営に資するため助成金30万円を9施設に交付するもので、4目社会福祉施設費は憩の家の漏水修繕などを行うものです。6目ぬくもりセンター施設費はぬくもりの湯の雨漏り修繕などの実績や今後の修繕で不足が生じる見込みがあるため増額計上をするもので、9目高齢者福祉費は物価高騰による低所得の高齢者世帯等の負担軽減を図るため物価高騰対策分として1万円を助成するものです。10目高齢者福祉施設費(1) 高齢者施設管理運営経費10節はぼっぼ苑のブラインドなど経年劣化により修繕が必要なため増額。11節はぼっぼ苑及びは一と苑の大型ごみを処分するための廃棄手数料を計上。12節はは一と苑入居者の安全を考え冬期間ぬくもりの湯まで送迎を行うことから委託料を増額するものです。23 ページ(2) しのめ交流館管理経費は冬の落雪により破損したエアコンの室外機の修繕に加え今後の対策として移設を行うため増額するものです。11目介護支援費(1) 介護保険事業特別会計繰出金は介護保険事業特別会計の補正に伴い繰出金が増額するもので、(2) 介護職人材育成・確保対策助成事業は今年度は対象者がいないため減額するものです。13目しょうがい者福祉費は令和3年度しょうがい者自立支援給付費等道負担金などの実績報告に伴う収入超過分の返還金の計上です。24 ページにまたがる2項3目子育て支援費は検査消耗品など新たに購入するため増額するもので、4目認定こども園等運営経費は職員数及び児童数の減により補助金が減額になるものです。5目児童手当費(1) 子育て世帯臨時特別給付金事業は北海道が実施する物価高騰等に直面する低所得者の子育て世帯等への支援を行うもので、令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で非課税の方が対象となり、10節及び11節は事務費の計上。18節は給付金は1万円で70人分の計上。25 ページにまたがる(2) 子育て世帯生活支援特別給付金事業は国が実施する同様の支援で、3節及び10節、11節及び18節のシステム改修費負担金は事務費の計上で、子育て世帯生活支援特別給付金は5万円で70人分の計上となっています。(3) 子育て世帯等臨時特別支援事業は令和2年度からの繰越明許費事業の継続で令和3年度に支給を受けておらず世帯全員が非課税の世帯に対し支給するもので、

10 節及び 11 節、18 節のシステム改修費負担金は事務費の計上で、子育て世帯等臨時特別支援事業交付金は 1 世帯当たり 10 万円で 239 世帯分の算定となりますが繰越明許費からの不足分のみの増額となります。26 ページにまたがる 4 款衛生費 1 項 1 目地域保健費は社会福祉施設と同様の助成金で物価や原油価格の高騰、コロナ拡大防止対策経費などによる経営圧迫を防ぐため助成金 30 万円を医療機関 6 施設に交付するものです。2 目予防費（1）予防接種事業は令和 3 年度感染症予防事業費等国庫補助金の実績報告に伴う収入超過分の返還金の計上で、（2）新型コロナウイルスワクチン接種対策事業はいずれも 4 回目の接種に伴う経費の増額です。27 ページ 4 目霊場費は申請者の増により共同墓の記名板の購入費用が不足するため増額をするものです。3 項 1 目水道費（1）水道事業会計繰出金は退職手当組合清算納付金を繰り出すもので、（2）追分地区水利施設等保全高度化事業は労務単価の引き上げ及び資材高騰による事業費の増により町の負担金も増になることから増額するものです。6 款農林水産業費 1 項 4 目農業振興費はヒグマ駆除巡回回数増により増額するもので、28 ページ 6 目土地改良事業費 10 節は災害復旧工事の箇所が軟弱地盤による路面破損の修繕などを行うものです。13 節は支出見込みがないことから減額。18 節は資材高騰などにより町の負担額も増となることから増額するものです。9 目ダム管理費は農業用水給水栓の故障修繕などを行うため計上。2 項 2 目林業振興費 18 節森林整備担い手対策推進事業負担金は負担額の変更があったため増額をするもので、森林機能発揮対策整備事業交付金は森林環境譲与税の増額補正に伴い更なる活用を行うため増額するものです。29 ページ 7 款商工費 1 項 1 目商工業振興費（1）商工振興事業経費、創業等支援事業補助金は補助金対象者の増による増額で、安平町商工事業者燃料価格高騰支援金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し物価高騰等の影響を受けている町内の商工事業者に対し、飲食業、小売業、製造業、宿泊業など 8 業種の事業者に対して 10 万円、その他の事業者に対して 5 万円の支援を行うものです。安平町貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援金は、こちらも交付金の活用事業として燃料高騰の影響を受けている運送事業者に対し 50 万円を限度に所有台数に応じ支援を行うもので、（2）安平町商工会補助金は商工会が実施しているプレミアム付き商品券の販売事業に対する補助金で、予定していた発行数を上回る購入申込みがあったため超過分に対する補助金を割増補正するものです。2 目観光費 10 節は道の駅で配布しているマンホールカードを増刷するもので、12 節は原油価格の高騰に伴う道の駅電気料の増大に対し指定管理者の負担軽減を行うものです。18 節は道の駅の人出が増加していることから警備日数の追加などを見込んで増額するものです。30 ページ 8 款土木費 2 項 2 目道路維持費 11 節はセンターブリッジの遠隔監視システムを ADSL サービスから光サービスに変更するため。12 節は老朽化による事故防止対策補修により予算不足が見込まれることから増額するものです。3 項 1 目河川維持費は 8 月の大雨などにより河

岸崩れ等の被害箇所が新たに発見されたため増額するもので、4項1目都市計画総務費は土地利用規制等対策事業交付金の減額による財源振替です。31ページ2目公園費(1)鹿公園管理経費10節は経年劣化による修繕が増加し予算の不足が見込まれるため増額するもの。12節は鹿公園キャンプ場の魅力発信及び観光紹介等プロモーションを行うものです。(2)ときわ公園管理経費は経年劣化による修繕が増加し予算の不足が見込まれるため増額するもので、5目公共下水道費は公共下水道事業特別会計補正予算による繰出金の増額です。5項1目住宅管理費(1)公営住宅管理経費は老朽化の進む機器等の高額修繕が多いことから今後の予算不足が見込まれるため増額をするものです。32ページ9款消防費1項1目消防組合費は過疎対策事業債で減額調整があったため消防ポンプ自動車更新事業を一般財源に振り替えるものです。10款教育費1項3目義務教育費10節は迫分小学校の増圧給水ポンプで交換が必要になったため計上するもので、14節は迫分小学校の放送設備で劣化部品の交換が必要となったため計上するものです。4目教育振興費は採用者が予算を上回ったため増額するもので、33ページにまたがる4項3目公民館費は各種公民館事業の増加に伴う地区公民館長の休日勤務手当の今後支出見込分を増額するものです。5項4目学校給食費10節修繕料は厨房系統のエアコン室外機の修理及び交換などを行うため増額するものです。賄材料費は原油価格の高騰に伴う食材価格の高騰により増額するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで保護者の負担を軽減します。7目スポーツセンター管理費は原油価格の高騰に伴う事業者負担を軽減するため指定管理料を増額するもので、8目野球場管理費は実施時期の決定により不用額を減額するものです。34ページ13款給与費は土地改良事業受託事業収入の財源振替によるものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので8ページをお開きください。1款町税1項1目個人町民税は大口納税者の所得増など課税額決定によるもの。2項1目固定資産税は償却資産に係る調定額の増による課税額決定によるもので、3項1目軽自動車税種別割は課税額決定によるものです。9ページ2款3項1目森林環境譲与税は決算見込による増額です。11款地方特例交付金及び10ページ12款地方交付税はともに交付額決定によるもので、普通交付税については前年度と比較しますと2734万9000円1.2%の増となっています。主な要因といたしましては、基準財政需要額では控除となる臨時財政対策債の減額などにより1041万9000円の増額となりました。基準財政収入額では固定資産税の減額などにより2030万5000円の減額となったことによるものです。15款使用料及び手数料1項3目衛生費使用料は申請者の増による共同墓の記名板の使用料の増額で、11ページ、16款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金は新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料に対する国庫負担分で、2項1目総務費国庫補助金3節は戸籍情報システムの機能整備に係る改修費用の国庫補助分で、4節は新たに交付される物価高騰対応分などに

よる増額です。12 ページ 2 目民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金は決算見込による増額で、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金及び子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金はいずれもそれぞれの給付金事業に対する国庫補助分の計上です。3 目衛生費国庫補助金は新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費の増額に伴う国庫補助金の増額です。13 ページ 17 款道支出金 2 項 2 目民生費道補助金 1 節は子育て世帯臨時特別給付金事業に対する補助金で、3 節及び 4 節農林水産業費道補助金 5 目土木費道補助金はいずれも決算見込によるものです。7 目商工費道補助金はプレミアム付き商品券の販売総額の 10% が補助されるもので交付決定による計上です。14 ページ 18 款財産収入 1 項 2 目利子及び配当金は株式会社苫東の配当金決定によるもので、2 項 1 目不動産売却収入は町有地の売り払いによるものです。3 目株券払戻金はほくほくフィナンシャルグループによる優先株式の一部 2000 株の買戻しによるものです。15 ページ 19 款寄付金 1 項 1 目一般寄付金は手編みサークル様より手編みサークルの解散に伴い、これまでのお礼として寄付の申し入れがあったため寄付をいただいたものです。20 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、16 ページ 2 目まちづくり基金繰入金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当による財源調整などによるもの、3 目産業づくり基金繰入金は森林機能発揮対策整備事業交付金に充当し、4 目ひとづくり基金繰入金は介護職人材育成・確保対策助成事業の減額分。6 目育英基金繰入金は奨学資金給付事業補助金に充当するもので、7 目地域雇用創出推進基金繰入金は電算機器等管理経費に充当するものです。17 ページ 22 款諸収入 3 項 2 目農林水産業費受託事業収入は道営農業農村整備事業の監督等補助業務受託によるもので、4 項 2 目過年度収入はいずれも負担金等の確定によるもの。6 目雑入は町有林の特別高圧送電線下の立木伐採による補償料などの計上です。18 ページ 23 款町債 1 項 1 目臨時財政対策債は地方交付税の不足分として毎年発行が認められ元利償還金の全額が 5 年度分の普通交付税により交付されるものですが、発行可能額が確定したことに伴い減額するものです。5 目消防債は過疎対策事業債の減額調整により一般財源で対応するため減額をするものです。

次に債務負担行為補正について説明します。4 ページをお開きください。第 2 表債務負担行為補正は変更として印刷機購入年賦金は購入金額の確定により限度額を 654 万 9000 円から 618 万 3000 円に変更するもので、ときわ球場 LED 照明設備リース料は実施時期の決定により債務負担行為の額が増額になるため限度額を 4387 万 2000 円から 4463 万 5000 円に変更するものです。

次に第 3 表地方債補正は変更として臨時財政対策債の限度額を 7884 万 4000 円から 6953 万 9000 円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。5 ページ廃止は消防ポンプ自動車更新事業で歳入で説明のとおり過疎対策事業債の減額調整により一般財源とするため廃止とす

るものです。

(町長と協議)

申し訳ございません。32 ページ 4 目の教育振興費は採用者がという形でご説明申し上げましたが、ここの採用者が奨学資金給付事業が予算を上回ったための採用者という形になります。ここについてはお詫びをもって訂正させていただきます。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5598 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104 億 4645 万 3000 円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願い致します。

○議長(多田政拓君) ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。19 ページをお開きください。19、20 ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ 21、22 ページ質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 2点ほど伺いたいのですが。まず 21 ページの 3 款民生費の 1 目社会福祉総務費の所の社会福祉団体等補助金の部分なのですが、こちら何件分のものなのか。まずはそこを確認させてください。

[池田健康福祉課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事(池田恵司君) 16 世帯分となっています。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) この増えた部分の現状はどのように捉えているか、まず確認をさせてください。

[池田健康福祉課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事(池田恵司君) この補助金の内容ですが、社会福祉協議会が

行っています新型コロナ特例緊急小口資金及び総合支援資金というのがありますが、コロナによりまして所得ですとかで困っている世帯に小口資金を貸し付けている世帯が対象となります。この既に貸付けている方が令和4年度来年令和5年の1月から償還が開始する世帯が対象となっていて、国の方でも償還の免除があるのですが、こちらの基準がなかなか厳しいところですので、町としてもこの償還の免除の基準を緩和しまして16世帯分の償還分として補助する内容となっていて今後増える部分については対象とはならないです。来年の1月から償還が開始する世帯が対象となるものです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 今後新たに借り入れる方の対象にはならないということなのですが、それも現状を見て判断されるかと思うのですがそこら辺のところを伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（池田恵司君） 今回の補助については先ほど答弁したとおりでありますが、今後の補助、助成については国の例えば今後の免除の動向ですとかこれの財源となる特別給付金、特別交付金ですね。国の方の補助が出た段階での検討になろうかと思えます。以上です。

- 議長（多田政拓君） 他にありますか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 別件でもう1点、すみません。22ページの10目高齢者福祉施設費の所の一番下の委託料の所。は一と苑の冬期間のぬくもりの湯の移動、移送のものというふうに出たのですが、こちら冬期間だけのものなのかということを確認したいのと、もしそれが冬期間のみだとしたら1年通しでとか考えられないのかというこの2点を伺います。

〔大窪総合支所長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総合支所長。
- 総合支所長（大窪好己君） は一と苑からのぬくもりの湯への送迎の件ですが今回補正に計上しますのは11月からの分です。月水金3日間を送迎しようとするもので、来年度以降については今年度の状況を見まして5年度の予算の中で検討していきたいと考えています。

[三浦議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） は一と苑の方の入居者も増えましたし、ぜひこちら前向きに検討いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。
- 議長（多田政拓君） 他にありますか。

[梅森議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 梅森議員。
- 11番（梅森敬仁君） 22ページの5目ですね。ぬくもりセンターの関係ですが、金額としては100万程度で雨漏りの補修ということです。ただその都度ぬくもりの湯の改修というのも何回も何回も耳にしているので、これ経年劣化できているものなのか、建物自体大丈夫なのでしょうかね。地元の追分の方もしょっちゅう工事やっているので心配しているのですが。現状を説明していただけますか。

[大窪総合支所長挙手]

- 議長（多田政拓君） 総合支所長。
- 総合支所長（大窪好己君） ぬくもりセンターの修繕については年次計画で屋上防水など補修していきまして、27年度から段階的に補正を当初予算に計上しながら補修を行っているところでして。この他ボイラー等が開設以来ずっとそのままできていますので今実施計画で6年度7年度に向けての実施計画を組んでいきまして、その他の設備でいくとミストサウナも同じように設置して経過しているものですから、その辺についても今後の実施計画の中できちんと協議しながら更新時期を決定していきたいと考えています。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。

- 議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ23、24ページ質疑ありませんか。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 24ページの4目認定こども園等運営経費、これは減額しているわけですが具体的に副町長の方から職員数、児童数減とか言われたのですが、どこのこども園を指しているのか、まずそこ1点お願いします。

[永桶教育次長挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） こちらの内容については町の単独でやっています認定こども園の運営費補助金の内容のものです。こちら4月1日現在の職員数子どもの数というところで算定するものですから、そこでのここで書かれている部分は主にゆきだるま保育園ですね。そちらの方の人数が正確に言うと先生が6名から9名に増えているのですが、子どもが19名当初見込んだのが3名だっというところが大きな要因です。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 一つしっかりこの点、私は認定こども園と小規模認可保育所はきちんと分けて計上をしていただきたいのです。これは令和3年度の予算では分けてあったんです、きちんと。今年の予算は分けていないのです、ごちゃ混ぜなのですね。極めて認定こども園と小規模認可保育所は全く違うものですから。そこはしっかり分けて計上しないとわけがわからないのでそこはしっかり分けてほしいということ。ちょっと今聞くと先生が増えて生徒が減ってというね。これ基準があって子ども0歳何名とかがあって、なぜゆきだるま保育所の先生の数が増えるのですか。ここ辺りは何ですか。

[永桶教育次長挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） ちょうどこの年度変わりで4月1日ということの数なのですが、実際にゆきだるま保育園については前年度の末までにはほぼ19人を超えておりました、いや、超えたらダメですね。19人になっていました。ということで当然先生の体制も整えるというところでやったのですが、4月1日現在では3名に登録となりまして今現在大体12名ぐらいになっているのですが、園の性格上時期によっての人数の浮き沈みが大きいものですから、この辺に関してはこの補助金の内容と算定が難しいところになったのかなと予算との差異が出たところが原因となっています。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 3回しかできないからちょっと議長お願いがあるので、この補助金を補助するにあたってウチの要綱に基づいていくと返還金については理由から何から全部提出しなければならないようになっていきますね。そうですね。それを全部説明してください。理由全部。返還金を落とす時にはこれはあれでしょ、認定こども園等運営補助金に基づいて補助金を

出しているお金でしょ裏付けは。このお金を出している予算が出しているお金はそうでしょ。いやいや聞いているのは減らす時には要綱上いけばちゃんと返還金についてしっかりと理由を述べて理由を明確にして返還命令書をきちんともらわなければならないでしょ。出すでしょ。それをきちんと出してくださいと。説明してくださいと。なぜそう言うかという、ゆきだるまの運営に19人居ましたって言うのですね。今年の3月31日まで19人居たということかい。19人居た、居たのですね。いいのですよ19人居たというなら。居たのですね本当に。

- 教育次長（永桶憲義君） 3月31日までかはちょっと正確には。
- 3番（小笠原直治君） いやいや居たって、
- 教育次長（永桶憲義君） 19人になりました。はい。年度末の予算、
- 3番（小笠原直治君） 俺これ終わったら終わらせられるから、もう1回質問させてくれるかい。これ3回目だからこれで答えて終わっちゃうので。議長お願い。
- 議長（多田政拓君） 小笠原議員、まとめて質問してください。
- 3番（小笠原直治君） だから確認してきちんとしてください。返還の理由について理由を書いて出さなければならないとなっているでしょ。だからこのお金の所はいわゆる補助金と補助金交付要綱に基づいて出しているのですよと。違うと言ったら別だよ。それに基づいて予算を組んで今回補正で子どもが減ったから見直したってことですよ。18万減らしたってことでいいですか理解して。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） ちょっと議員、今回の補正は令和4年度です。令和4年度の4月1日現在にあたるころなので、これは一旦払ったものではなくて、もう4月1日の正確な数として本年度の請求ではその額にしか請求が上がっていないのですよ。ですからここでなっているのは本年度も確かに補助金が請求きているのですが、そもそも多くは請求が来ていないので還付というか償還はないのですよ。あ、返還はないのですよ。あくまでもここはウチの予算を見ていたところが4月1日の実績がはっきりしている内容で請求が上がってきていますので、この部分は支払わなくていいということで今回補正で減額させていただいた内容のものですから。前回決算で令和3年度の部分との内容とは違います。だから決算ではきちんと実績報告書と出したもので精算していますが、今回の予算に関しては本年度の4月1日現在のやつで整理した内容ですので、この内容でご理解いただけましたでしょうか。
- 3番（小笠原直治君） すみません、わからない。

〔小笠原議員挙手〕

- 3番（小笠原直治君） 聞いていいですか。
- 議長（多田政拓君） はい。

- 3番（小笠原直治君） 今年の4月に予算審議を3月にやって出まして、その中に認定こども園運営等補助金 647万2000円というのが我々に説明されましたね。その金が今回118万落としたということですのでよろしいのですかと。ですね。そういうことですね。
- 教育次長（永桶憲義君） はい。
- 3番（小笠原直治君） それで私はそのもうちょっとゆきだるま認定こども園の中身は全然内容がわからなくて。当初あなた方が言っているのは10名、我々に説明されたこれもまた次長と色々揉めましたね必要ない必要あるという形の中で。だけど10名になればいわゆる採算が合うという我々の説明の中にあってやっていきたいと。でも今見たら5名だとか事務連絡でも7名になっていましたね今ね。そうすると当初計画から言ったらかなり人が入っていないということですよ。そのおかげで先ほど言ったように入っていないので先生の認定保育所、先生は何人いるのですか。当初4人ですよ。4人でスタートだったですよ。我々に説明したのは4人の19人ということで説明受けましたよね。そうですね。それはいいですね。それと私は監査委員だからあったのですが町内11名、12名でなかったですか。入ってきたのは。12月は12名ぐらい入っていたですよ。19名は入っていないですよ。
- 教育次長（永桶憲義君） その後入っています。
- 3番（小笠原直治君） その後入っているのですね。そして今年の4月には5名になったということですか。
- 議長（多田政拓君） お待ちください。もう少し質問を簡潔に伝えていただかないと答弁の回数が増えています。
- 4番（鳥越真由美君）
- 3番（小笠原直治君） 要らんこというなお前。うるさいな。言いたかったら言え自分で。
- 4番（鳥越真由美君） なんで八つ当たりするんですか。
- 3番（小笠原直治君） うるさいわこいつ。
- 議長（多田政拓君） ちょっとお待ちください。
- 3番（小笠原直治君） 私が言っているのはね。わかりました議長。それで後からね、実体論として今の保育所どのような状態になっていて、園児数からどのような状態になっていて、先生の数からきちんと説明を後から求めます。そうしないと実態論がわからなくてただ減ったからを求めるということと、あと先ほど議長が言っているように提案の仕方をちゃんと分けてくれと。令和3年度の予算の時はきちんと分けていました。小規模と認定こども園の分を分けて補助金の交付金を分けて出していたのです。令和4年度は分けていないのです。それはきちんとこれから分けて出してくださいと。認定こども園と小規模保育所は違いますから。そこ辺りよろしく願います。2点だけ。
- 議長（多田政拓君） 答弁者の方にお願ひがあります。今小笠原議員の方からは予算の分けをしてくださいとの趣意が大きいのでその所の答弁だけをお願いします。それから小笠原議員にお願ひをします。質問の内容からいきますとまだまだ細かな数字の打ち合わせをしなければ答弁も議員の方も理解に時間がかかると思いますので、今回のここの部分の減額補正に関しては

あまり影響がないと思いますので、後日細かな数字を調査されて協議をされてから再度の機会の時にご質問していただきたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今回早来ゆきだるま保育園は新しい施設だったので、そういった意味でなかなかわかりづらい部分があったと思いますが、私の頭の中で整理している内容としては昨年 11 月に早来ゆきだるま保育園がスタートして当然これまでの受け入れよりも 0 歳児、更にはそれが 8 か月の乳児からお預かりする施設ということで 0 歳、1 歳、2 歳までということの施設です。ですから 4 月スタート時点で入所者は少ないのです。それから段々その時点で 3 か月の赤ちゃん 5 か月の赤ちゃんもいます。その方たちが 8 か月を経過して年度途中に入所してくるという施設なものですから、予算組みについても今回初めての当初予算を組んだというところもありますから途中で正確な数字がわかった段階で予算を 18 万落とさせていただいた、これ最後の決算時点でやってもいいのですがそういうことで整理したことから、ですからそこら辺の施設としての受け入れ体制また人数、それから職員の先生は先ほど説明したとおりあの施設としては 19 名対応する施設として実績としても 3 月には 19 名一時いたということですから、9 名の職員数があると。そういった確保をしながら全体の中でははやきた子ども園とも調整しながらやっていくという説明をさせていただいたということですので。そこら辺議長が先ほどご指示ありましたので細かい部分については後ほどということですが、今日は全体的な部分の施設のこの予算科目が分かれていなかったためにわかりづらかったのは来年度の当初予算に向けてわかりやすくするように検討したいと思っていますのでよろしくお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今町長も検討するというような予算の組み方のことを言っていたのであれなのですが。一応今回当初はこども園、ゆきだるま保育園と分けていたのですが国の補助金から支出に移る体制を見ると、地域型も施設型も一本の項目で入って一本の支出でやっている流れが取られているのですよ。ですからこのゆきだるまも今回の認定こども園も等という形の中で集約させていただいた現状がありますので、そういった理由があつての内容の精査だったということをご理解いただきたいと思います。ただ、きちんと細節ではそれぞれの園で出していますのでその辺調整させていただきたいなと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 23 ページの所で別件で聞きたいことがあるのですが、11 目の介護支援費の所の説明欄の（2）の介護職人材育成確保対策助成事業。こちら交付対象がなかったということなのですが、対象を増やす取り組みは今どのように進めているのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 令和4年度についてはこのように実績がゼロとなってしまうりましたが、令和5年度については2名の方が申請する予定があると聞いています。栗山町との自治体包括連携協定において安平町の小学校や追分高校で栗山町の介護学校講師による出前講座などを開催し介護のやりがいなど魅力を伝え、将来の職業選択しとして介護福祉分野を考えていただけるよう地元での人材発掘に努めたいと考えているところです。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。
- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ 25、26 ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 26 ページ2 目の予防費の所の予防接種事業の部分ですが、こちら中身と何人分の接種か確認させてください。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（池田恵司君） 26 ページの予防接種事業の新型コロナウイルスワクチンの予防接種でよろしいですか。
- 7番（三浦恵美子君） （1）の予防接種事業。
- 健康福祉課参事（池田恵司君） （1）の予防接種事業については、償還金利息及び割引料ということで令和3年度の予防接種の国庫補助金の実績報告による償還金となっていて、人数というのは全体的な3年度の予防接種事業となっていますので人数掛ける幾らというものではありませんが、実績報告によって償還金が生じたという内容になっています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 27、28 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 29、30 ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 30 ページの所の 8 款土木費 2 項道路橋りょう費 2 目道路維持費の所の説明欄の 12 の委託料ですが、どのような補修を行う事業なのか伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 道路維持費の方については、委託料については町道路路面や道路施設の老朽化が激しいということで毎年のことなのですが支出額が当初予算をオーバーしてしまうということで予算を計上させていただいているのですが、除雪シーズン前に維持費を使って修繕をしていくことによって事故等が発生しない形で進めていきたいという予算です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちらどの程度補修して町内の町道の補修カバーができるものか、把握していればお願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 修繕料とか工事費でしたらある程度目測がありまして、この辺をこういうふうに直そうということで設計したり金額も確定させるのですが、この委託料の場合はこの部分が壊れるかわからない状況の中でもしそういう状況が起きればすぐさま業者等にお問い合わせをして修繕してもらったり舗装の穴埋めをしてもらうというような予算ですので、その事業量的なものについては説明は難しいということで、その場に合わせた形の補修

費という形でご理解いただければと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 31、32 ページで質疑はありませんか。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 32 ページの下の方の教育振興費の中の奨学資金給付事業補助金、これ増額したということなのですが、これに関して相談とかこの時期に受けまして。時期も遅れたということと、それから人数もそれによって増やしたということだと思っております。今回はこのような 10 万 4000 円を増やして人数も増やしたと思っております。今後来年からどうしていくのか、増えたらそれを対応していくのか、基準とか人数ですね。まずそれを教えてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 基本的にこれまで予算上では大学生への奨学金を交付するために 7 名程度の予算を運用掛けていたのです。それが実際今年だけで言いますと最終的には大学生が 2 名で高校生が 12 名という内容になったのですが、全体では実は 18 名ぐらいの方が応募されてきたのが実態となっております。それで高校大学と、この奨学金を利用する一定ではないことがありまして予算の取り方が難しいのですが、財源となる基金にも限りがありますので、予算上は一応この大学生分の 7 名分ぐらいで一応予算化はしていきたいなと考えまして。これまで曖昧でした成績の判断を今回成績 4.0 というような評点数を一つの基準としてその該当者を今回のこれからの奨学金の対象者にしていこうというような方針を決めたところでした。今回遅れたのは当初もう少し一般的な給付型の奨学金の例を見てその評点が 4.3 ぐらいの形でとったのですが、さすがに高すぎるというような教育委員さんからの意見もありまして、改めてこの辺の内容を精査しまして今回対応してきましたので来年度以降はそういった内容もきちんと周知した上でこの奨学金を運用していきたいという考えに基づいています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 今までになかったことが起きたのでそれに基づいて協議するというのはわかるのですが、そのために給付の時期が遅れたというの

は大変不安に思った人も実際にいるようです。成績だけが基準なのか、他の給付型の奨学金は例えば収入と成績と家族の人数ですね。子どもが何人居て扶養している人数が何人いると。そのポイント制にして、それで人数はどこかで切らなければいけないものに対して基準を設けているのですが、今次長がおっしゃったことを聞くとその成績だけなのですか。他の当然一定程度の収入というものはあるというのも聞いているのですけど。いかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 説明が漏れていましたが、その収入というか所得という言い方をすると人数の形である程度控除という部分が出てくるのですが、その辺のところも付け加えまして今回の評定も含めて進めていく考え方になっています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 最後ですが。この奨学金に関してのお知らせの時期が新年度に入ってちょっと経って一番忙しい時期に実際渡されるという、すごくそれも本当は貰った方がいいのにとというようなご家庭もあるのですよ。だけどやっぱりこの申請するまでに時間を掛けることができない期間という感じがするので、もうちょっとお知らせぐらい前年度に、例えば高校生以上でしたら中学3年の時から全体にこういうものがあるというお知らせ。高校に入れば当然毎年町内の子どもたちにお知らせしてもいいのかなと思うのですけど、その申請時期が変えられないのは仕方ないとしてもお知らせをもう少し早く、申請書をもう少し早く渡すことができないのかなとずっと思っていたのですが、それに関してはいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今議員がおっしゃられたとおり今回この基準を決めるにあたって、ちょっと想定せずに教育委員会で1か月遅れたとか色々なことがありました。当然この給付をされる方々のことをきちんと考えた上で対応すべきことが今年大変勉強させていただきましたので、今言われたところも含めて来年度はきちんとその辺も含めて学校とも連携した上でこの情報が比較的平等に行き渡るような形で対応していきたいなと考えていますのでよろしくをお願いします。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 33、34 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑は終わり、歳入の質疑を行います。
8 ページをお開きください。8、9 ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 10、11 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 12、13 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 14、15 ページで質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10 番（高山正人君） 不動産売買の収入 1 目のところで 14 ページなのですが、
町有地の売却をしたということで、富岡の 551、552、553 と書いてあるの
ですが、大体どの辺になるのか教えていただけますか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの 551 から 553 までですが、わかりやす
く言いますと臨空工業団地がありますよね。アイリスさんの工場のところか
らフモンケ川の間町道があるのですが、その町道とフモンケ川の間に町有
地がありましてそのところになります。ちょっと言葉では非常に伝えづら
いのですが、臨空工業団地があってアイリスの工場。その下にあれですか。

○10 番（高山正人君） 公園があるところ。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 公園ですね。そして町道がありますね。そこか
ら町有地があってフモンケ川が流れている。その間の所になります。

○10 番（高山正人君） わかりました。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 今度 16、17 ページでありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 18 ページ。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 18 ページで 2 つ確認なのですが、まず 1 目の臨時財政対策債こちら説明を受けたのですが、普通交付税が増えたことによる借入起債の減額という理解で良いかが 1 点と、あと 2 点目の消防債の部分で過疎債が全国的に増えて天井があったという理解なのだと思うのですが、こちらこれからどういう影響が出てしまうのか、今後大丈夫かそこら辺見越していればそちら 2 点確認お願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 2 点ありまして、臨時財政対策債の減ということで。こちらは普通交付税を算定しまして、基準財政需要額と臨時財政対策債を足したものとそれに基準財政収入額の差額部分というのが交付税ということで交付されます。今回交付税の確定と昨年より臨時財政対策債の全体が地方財政計画でも減っていきまして、全体の調整がありまして今回の交付税の確定に基づきまして 930 万 5000 円減額になっているということが今回の原因と言いますか理由となっています。

消防債の部分、今回減額 270 万円ということで議員がおっしゃるとおり今回過疎債の部分については、全国的に過疎債の要望額が多かったということで都道府県の配分額が減額になりまして、それに合わせて市町村配分額が今回減額になったところなんです。減額になったところを調整させていただく形になるのですが、安平町でいきますと当初過疎債ということで 15 億 9110 万円ということで要望していたのですが 701 万円減額となりまして、15 億 8400 万円ということで起債の協議をさせていただくことで、今回議員の質問にありましたとおり消防の部分と合わせてもう一つ水道事業の方を減額する形で対処させていただきました。今過疎債なので加えてなのですが一番心配される学校関係の過疎債の部分については、特別枠という特定枠で書いていますのでこの部分の減額ということはありませんので、この分についてはご安心いただければと思っています。過疎債の部分について将来的に何と言いましょうか、毎年要望をしていく形になるものですから見通しというところでは今断定できるものはありませんが、こういう需要が増えてきている例えば災害が増えたりとか特殊事情と言いますか、起債を借りるような需要が増えていく現状下にあるのかなと思っていますので、そういったところをなら

みながら今後も過疎債要望をしながらですが、振り替える財源ですとか振り替える起債事業とか色々他の起債事業もありますので勉強させていただきながら対応していければと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ということであれば、その過疎債も多分今後たくさん限度額が増えるということも考えづらい気もするので、そこら辺は全体の事業費の見直しなどをしながら調整しながらやっていかなければならないと思うのでぜひその部分も見通してやっていただけたらと思うのでよろしくをお願いします。答弁は大丈夫です。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わります。4ページをお開きください。4ページ債務負担行為補正と第3表地方債補正の変更と5ページに掛かる地方債の廃止について質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） すみません、第2表の方で聞きたいことがあるのですが。まず印刷機購入年賦金の部分こちら2回目変更額、変更されていると思うのですがど入札執行によって金額が決まったのですかね。今後決定したということは変更がないかというのが1点。あと、ときわ球場のLED照明のリース料なのですが、こちらも執行する時期の見直しによって変更が生じたということなのですが限度額が上がっているのですがこの理由を伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 最初に私の方から印刷機購入年賦金の部分についてはお手元の資料19ページ歳出の部分になりますが、入札執行を行いましてこちらの方で入札執行の分の残も落とさせていただいています。入札執行に伴い事業費が確定しましたので今回減額するような形で2表の方に掲載させて、変更ということでお諮りをさせていただいている状況になっています。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） ときわ球場のLED照明設備リース料の関係ですが、当初設置工事を完了して11月からリース開始ということで計画していましたがそれでありまして若干野球利用者にとって設置工事の期間ご迷惑をお掛けするというので、現在11月から工事して11月12月に設置工事を実施して1月にリース開始という計画の見直しをいたしましたので本年度のそのリース料の減額分が後年度に延びる。リース開始が1か月延びたことで後年度のリース料が増えるということで増額させていただいています。以上です。

- 議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第5号

- 議長（多田政拓君） 日程第14 議案第5号、令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第5号朗読

議案第5号

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

保険給付費の増額等により、令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第5号

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（保健事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,272千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,107,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,545千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。初めに保険事業勘定歳出からご説明します。9ページをお開きください。2款2項2目地域密着型介護予防サービス等給付費は小規模多機能型居宅介護の利用者増及びグループホームの利用者増による増額。3款2項1目一般介護予防事業費は会計年度任用職員の時間外のケース対応による増額。9ページから10ページにわたる5款1項1目保険給付予備費については歳入歳出補正に伴う財源補正となります。

次に歳入をご説明します。5ページをお開きください。3款1項1目介護給付費負担金及び2項1目調整交付金は歳出2款の補正に対する定率の負担金等の補正です。2項2目地域支援事業交付金は歳出3款の補正に対する定率の交付金補正です。6ページ4款1項1目介護給付費交付金は歳出2款の補正に対する定率の交付金補正です。2目地域支援事業支援交付金は歳出3款の補正に対する定率の交付金補正です。6ページから7ページにわたる5款1項1目介護給付費負担金は歳出2款の補正に対する定率の負担金補正です。2項1目地域支援事業交付金は歳出3款の補正に対する定率の交付金補正です。7ページから8ページにわたる6款1項1目介護給付費負担繰入金は歳出2款の補正に対する定率の繰入金補正です。1項2目地域支援事業繰入金については歳出3款の補正に対する定率の繰入金補正となります。

続きまして介護サービス事業勘定についてご説明します。初めに歳出をご説明します。16ページをお開きください。2款1項1目施設整備費についてはグループホームさかえ給湯ボイラー修繕のため増額するものです。3款1項1目予備費については歳入歳出補正に伴う財源補正となります。

次に歳入をご説明します。15ページをお開きください。2款2項1目認知症高齢者グループホーム維持運営基金繰入金については基金を全額繰り入れるため補正するものです。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。保険事業勘定歳出9ページをお開きください。9ページから次の10ページまで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ7、8ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ次に介護サービス事業勘定の質疑を行います。
歳出16ページをお開きください。16ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。
15ページをお開きください。15ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入
ります。本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のと
おり可決されました。

◎ 日程第15 議案第6号

○議長（多田政拓君） 日程第15 議案第6号、令和4年度安平町公共下水道事
業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案説明を求めま
す。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） 議案第6号朗読

議案第6号

令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとり提出する。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

下水道補助対象工事の追加等により、令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別添の補正予算書をご覧ください。

議案第6号

令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度安平町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,549千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ821,778千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今補正の主な内容については、歳入では今年度の工事発注において物価高騰等により積算額の増額に対し社会資本整備総合交付金の追加申請が認めら

れたため国庫補助金 740 万円を追加するもの。

次に歳出では下水道整備費について職員手当や工事請負費に今後不足が見込まれるため 754 万 9000 円を追加しようとするもの。そしてこれらの歳入歳出の補正に伴い、財源調整のための一般会計からの繰入金 14 万 9000 円を追加しようとするものです。

それでは歳出からご説明させていただきます。事項別明細書 7 ページをお開き願います。2 款事業費 1 項 1 目 3 節職員手当等は今年 5 月上旬、令和 2 年度に実施した災害復旧工事 5 件について会計検査院による実地検査を受検しましたがその準備対応に時間を要したため、また今後公営企業会計の移行に向けて資産整理等の業務も本格的に始まることから時間外勤務手当に不足が見込まれるため 10 万 7000 円を追加しようとするもの。次の 12 節委託料については、工事伴う家屋調査設計委託業務の入札執行残の整理となり 56 万 1000 円減額しようとするものとなります。次に 14 節工事請負費は早来地区での大型店舗の建設に伴い、事業者と協議の結果新たに公共汚水用の公共マス 2 か所、雨水用の公共マス 2 か所の設置が必要となり今後予算に不足が生じるため、また安平地区でも下水道新設工事について今年度の予定箇所をできるだけ整備するため約 54m を追加施工しようとするもので合計 800 万 3000 円を追加しようとするものです。

続きまして歳入に移りますので 5 ページへお戻り願います。3 款国庫支出金 1 項 1 目 1 節公共下水道施設整備事業補助金は下水道本管整備工事にかかる財源ですが、今年度初めからの人件費や材料費及び燃料費等の高騰により実施額が増額となるため、北海道へ追加分の増額調整を申請し、了承されたことにより今補正で 740 万円を追加計上するものとなります。次に 6 ページにわたる 4 款繰入金 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金は本会計財源調整の科目であるため、今補正の歳入と歳出の差し引き分について 14 万 9000 円を一般会計から繰り入れし収支を調整しようとするものです。これらの内容により歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 754 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 2177 万 8000 円に補正しようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出 7 ページをお開きください。7 ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。5 ページをお開きください。5、6 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入

ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第7号

○議長(多田政拓君) 日程第16 議案第7号、令和4年度安平町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。説明を求めます。

[谷村水道課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 水道課参事。

○水道課参事(谷村英俊君) 議案第7号朗読

議案第7号

令和4年度安平町水道事業会計補正予算(第3号)について

令和4年度安平町水道事業会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

退職手当組合清算納付金の確定等により、令和4年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙の補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第7号

令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度安平町水道事業会計（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

第2条収入では第1款第2項営業外収益について法定福利費追加費用の財源として207万2000円を計上するもので、支出の第1款第1項営業費用は法定福利費の追加費用として補正予定額207万2000円を計上するものとなります。それでは今回の補正予算について、3ページの令和4年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第3号により説明します。

収益的収入1款水道事業収益2項2目補助金1節他会計補助金は、退職手当組合清算納付金の財源として一般会計から207万2000円の補助を受けるものです。4ページの収益的支出1款水道事業費用1項3目総係費については、市町村職員退職手当組合負担金の清算納付金の確定に伴い3節法定福利費を207万2000円追加補正するものです。これは令和3年度末で定年退職となった職員1名分の退職手当組合負担金の清算に伴う追加納付金となります。尚、1ページから2ページにわたる令和4年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第3号については、これまで説明しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 提案説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本件については第1条の総則から第2条の収益的収支収入及び支出まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 意見案第1号

○議長(多田政拓君) 日程第17 意見案第1号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書(案)についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(木林一雄君) 意見案第1号朗読

意見案第1号

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書(案)について

標題の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和4年9月20日提出

提出者 安平町議会議員 小笠原 直治

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先については、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 提出議員の説明を求めます。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでは意見書を読み上げて説明に変えさせていただきます。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）

道教委は、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行い「公立高等学校配置計画」をすすめています。また、「これからの高校づくりに関する指針」においても、依然として「望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進める」としており、地域の要望や実態をまったく踏まえたものとなっていません。こうしたことから、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村も増加しています。22年2月にまとめられた『『これからの高校づくりに関する指針』検証結果報告書』では、「一定の学校規模の確保に向けた再編は、主に同一市町村内で実施してきたが、市町村を越えた通学可能圏内での再編も検討」と今後の方向性が示されており、ますます統廃合がすすむことが懸念されます。

「配置計画」によって地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者もまた経済的負担が大きくなっています。子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村では、こうした課題を克服するため、通学費や制服代、教科書代の補助や、やむなく市町村立移管とするなど、地域の高校存続に向け独自で努力しています。しかし、本来これらの努力は設置者である道教委が行うべきであり、各自治体に責任を負わせている実態は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障すべきである教育行政としての責任を放棄していると言わざるを得ません。このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大するなど、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情にそぐわない「指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記

1. 道教委「これからの高校づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的に見直すこと。
2. すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
4. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、地域の高校存続を基本とし、子どもたちにとってゆたかな高等教育が実現できるように、高校のあり方について検討をすすめること。
5. 中卒者数の減少や定員割れを理由とした機械的な間口減や募集停止ではなく、公私比率にも配慮し、地域や子どもたちが将来を見通せる「持続可能な高校」の配置やあり方について、地域住民が納得できる形で計画を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年9月20日

北海道勇払郡安平町議会議員 多田 政拓

(提出先)

北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議員

皆様のご賛同を、よろしく申し上げます。

○議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたのでこれから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから意見案第1号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって意見案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 意見案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第18 意見案第2号、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を求める意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第2号朗読

意見案第2号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月20日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 内藤 圭子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では本意見書案の本文の朗読により趣旨説明とさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を求める意見書（案）

安平町では、平成28年5月12日事業者が北海道に対し、産業廃棄物最終処分場の設置申請が出され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に基づき、平成29年6月2日に産業廃棄物最終処分場設置許可が下りている状況である。

しかし、その申請は、安平町および地域住民の十分な理解を得てからの申請ではなく、現在も産業廃棄物最終処分場設置に対しては、行政としても反対であると明確に示しており、地域住民も建設反対の住民運動を継続中である。

反対理由としては、建設予定地付近は上水道が整備されていない地域も含まれており、地下水で生活や営農をまかなっている世帯も多くあり、生活環境および自然環境への影響が懸念され不安が広がっている。また、平成30年9月6日発災の北海道胆振東部地震によって、法面崩落や地割れなどの影響を受けており、北海道が行う基礎調査により、令和2年12月4日に事業計画地の一部は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されている。

このような状況下で、北海道によって行われた産業廃棄物最終処分場設置許可について、地域住民の安心安全な生活を守るためにも、申請許可取り消しも視野に入れた、再調査再検討が行われる事が望ましいと考える。

よって下記の通り強く要望するものである。

記

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条（産業廃棄物処理施設）第2項に記載されている、許可を受けようとする者が提出する申請書に、「当該自治体及び関係住民の理解を得るために講じたことを証明する文書」を加えること。
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3（許可の取り消し）の、都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消さなければならないとされる項目に、民法上の一般法理として位置づけられている「事情変更の原則」をふまえ、「申請許可後に、自然災害等により計画予定地の状況が変化し、防災的に安全が確保されていないと判断された場合」を加えること。また、申請許可後に状況が変化した場合における、専門的知識を有する者の現地の調査及び意見を求めることを義務付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年9月20日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣

ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長(多田政拓君) 提出議員の説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありますか。

[梅森議員挙手]

○議長(多田政拓君) 梅森議員。

○11番(梅森敬仁君) 本意見書について本文については反対する気持ちはないのですが、ちょっといかにも不安を煽るような表現があるので2点確認させていただきたいと思います。これ前文の部分でこの反対理由ということでもかにもこの施設ができれば地下水で影響を受ける世帯も多くあるとあるけれども、一体これは何世帯のことを指して言っているのでしょうか。地下水であっても普通の河川であっても水は高きから低きに流れるのであって、この下流域にある戸数はそんなにたくさんあるものなのではないでしょうか。また、この施設ができることによって生活環境や自然環境に影響が懸念されるという不安が広がっているというのですが、具体的に必ずこういうものが発生する裏付けがあってこういう表現になっているのか。それがまず1点です。

2つ目は令和2年12月4日に土砂災害警戒区域いわゆるイエローゾーンに指定されたということも理由の一つとして挙げられていますが、実はこれこの区域というのは指定されることによって注意喚起をしてくださいという地域であって、この一段上に土砂災害特別警戒、特別と入るといわゆるレッドゾーンになって、そうなってくると建物や工作物の基準が厳しくなったり、下流域に人が居たり、人が集まる場所がある所は避難計画を策定しなければいけないと。特段厳しい制限がかかってくるのですよ。でも今回そういう地域ではないですね。ちなみに私が調べたところ、現象名では土石流と急傾斜地の崩壊ということで安平町においてはレッドゾーンが10か所、イエローゾーンが46か所指定されています。こういった中でことさら不安を駆り立てるような、煽るような表現は相応しくないと思うのですが、その2点についてどういう認識を持っていますか。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 影響を受ける戸数については全てを押さえているというものではありませんが、北進地区の方までわたると町やその他の聞き取りでわかっているのに、戸数を押さえていなくて大変申し訳なかったのですが、たくさんの方々がという表現でさせていただきます。

不安を煽る表現と言われたのですが、私も地域住民の方とかから色々お話を聞いたりして4年以上話を聞いたり色々なことに参加したりして、やっぱり皆さん不安に思っらっしゃるなという声が聞こえてきたので私の文章の表現としてこういう書き方になりましたが、イエローゾーンであっても当該住民の皆さんが不安に思っらっしゃるということでこういうふうに文章で表現させていただきました。レッドゾーンの所でなくてもということで、そういう話を聞きましたので表現をさせていただきました。お答えになっているかどうかはわからないのですが、ご理解いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） この件については私たちもずっと活動して関わってきたのですが、水の問題についてはじゃあ少なければいいのかいという問題がまずあると思います。本当に下流域にあたる昨日もそこの方と、一昨日か、話したのですが本当にすごく不安に思っらいて、井戸しかないウチはどうしたらいいんだって。流す水全部溜めろとか、なんかそういう言い方をされました。やっぱりそういう説明会とかもいらっしやっていないので知識がないから余計不安に感じることもあるのかもしれないのですが、不安に感じている住民の方がその北進地区は厚真に行く通りに1件と北進の交差点からこちらの角の農家とか、あそこの向かいとかも水道が入っていないって。私直接聞かなかったのですが入っていないと聞いたので今度直接話を聞こうと思っらいました。実際に不安に思っらいていらっしやる生の声は切実だと思っらいます。

あとイエローゾーンに関してですが、わざわざイエローゾーンにかかった所に作る必要があるのかという、そこは崩れる心配がある危ない所に作る必要があるのかなというのが私たちが今考えているところです。そしてこういう国に対して私たちがこの法律がやっぱりちょっとおかしいのではないかというのがこの事情変更の法理というところで、これから強く国に訴えていきたいと思っらしているところで、この三浦議員の意見書はとても心強く思っら賛同しました。以上です。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) ありませんか。討論なしと認めます。これから意見案第2号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって意見案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 意見案第3号

○議長(多田政拓君) 日程第19 意見案第3号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(木林一雄君) 意見案第3号朗読

意見案第3号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)について

標題の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和4年9月20日提出

提出者 安平町議会議員 田村 興文

賛成者 安平町議会議員 鳥越 真由美

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆

議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔田村議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 田村議員。

○5番（田村興文君） 5番田村です。意見案第3号の提案説明は朗読をもちまして説明に変えさせていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。
3. 橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事

業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

4. 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
5. 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園、上下水道及び公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
6. 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
7. 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
8. 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
9. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年9月20日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

以上、議員各位のご賛同をお願いし提案説明とさせていただきます。

○議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたのでこれから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから意見案第3号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって意見案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第20

○議長（多田政拓君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。お諮り致します。10月25日白老町において開催される胆振管内町村議会議長会主催による管内議会議員研修会に全議員を派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よってそのように決定しました。また、この他に次の定例会までの間に議員の派遣について急使を要する事件が発生した時は内容等を勘案の上、議長において派遣議員を決定したいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めそのようにさせていただきます。

◎ 日程第21～23

○議長（多田政拓君） 日程第21、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第22、経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第 23、**議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。**

以上 3 件を一括議題とします。お手元に配布のとおり両常任委員長及び議会運営委員長から所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。各委員会の閉会中の継続調査申し出については申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査の申し出については、申し出のとおり承認することに決定しました。

◎ 閉会宣告

○議長(多田政拓君) 以上をもちまして本定例会の会議に付された案件の審議を全て終了しました。令和 4 年第 8 回安平町議会定例会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会 午後 3 時 14 分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第 123 条第 2 項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
